

平成26年知内町議会第4回定例会（1日目）

- ◎ 招集年月日 平成26年12月10日（水）
- ◎ 招集の場所 知内町役場 議場
- ◎ 開会日時 平成26年12月10日（水） 午前 9時30分
- ◎ 閉会日時 平成26年12月10日（水） 午後 3時34分

◎ 出席議員

1番	西山和夫	7番	谷口康之
2番	木村一	8番	吉田峰一
3番	松井盛泰	9番	森永勉
4番	泉政栄	10番	伊藤政博
5番	敦澤良子		

- ◎ 会議録署名議員 2番 木村一 9番 森永勉

- ◎ 欠席議員 なし

◎ 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した説明員

町長	大野幸孝
副町長	網野真
総務企画課長	手塚恵一
総務企画課政策室長	小田島伸二
生活福祉課長	松崎輝幸
湯ノ里保育所長	福井誠一郎
産業振興課長	西野俊一
建設水道課長	佐々木孝幸
出納室長	藤谷亘
教育長	田中健一
教育次長	大館光晴
高校事務長	田中志津夫
スポーツセンター長	上村政美
（給食センター長）	大館光晴

◎ 本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	村上義久
議事係長	上野真吾

平成 26 年知内町議会第 4 回定例会議事日程

(第 1 号)

平成 26 年 12 月 10 日 (水) 午前 9 時 30 分開議

日程	議 件 番 号	議 件 名
第 1		会議録署名議員の指名 2 番、木村一君、9 番、森永勉君
第 2	委員会報告第 1 号	議会運営委員会報告について (委員長報告)
第 3		会期の決定について
第 4		議長の諸報告
第 5		町長の行政報告
第 6	委員会報告第 2 号	総務文教常任委員会所管事務調査報告について (委員長報告)
第 7	委員会報告第 3 号	経済民生常任委員会所管事務調査報告について (委員長報告)
第 8		追跡質問
第 9	議案第 1 号	専決処分の承認を求めることについて
第 10	議案第 2 号	町長、副町長に対する期末手当支給に関する条例の一部を改正する条例について
第 11	議案第 3 号	議会議員に対する期末手当の支給に関する条例の一部を改正する条例について
第 12	議案第 4 号	知内町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
第 13	議案第 5 号	平成 26 年度知内町一般会計補正予算 (第 7 号) について
第 14	議案第 6 号	平成 26 年度知内町国民健康保険事業特別会計補正予算 (第 3 号) について
第 15	議案第 7 号	平成 26 年度知内町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 3 号) について
第 16	議案第 8 号	平成 26 年度知内町介護保険特別会計補正予算 (第 3 号) について
第 17	議案第 9 号	平成 26 年度知内町公共下水道事業特別会計補正予算 (第 2 号) について
第 18	議案第 10 号	平成 26 年度知内町水道事業会計補正予算 (第 4 号) について
第 19	議案第 11 号	渡島・檜山地方税滞納整理機構規約の変更について
第 20	議案第 12 号	知内町と奥尻町における電子情報処理組織による戸籍等事務に関する事務の受託の廃止について
第 21	議案第 13 号	知内町と松前町における電子情報処理組織による戸籍等事務に関する事務の受託の廃止について
第 22	議案第 14 号	知内町と江差町における電子情報処理組織による戸籍等事務に関する事務の受託の廃止について
第 23	議案第 15 号	電子情報処理組織による戸籍等事務に係る事務の委託について
第 24	議案第 16 号	知内町国民健康保険条例の一部を改正する条例について
第 25	議案第 17 号	知内町複合施設条例の制定について
第 26	議案第 18 号	知内町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について
第 27	議案第 19 号	知内町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

日程	議 件 番 号	議 件 名
第28	議 案 第 20 号	知内町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
第29	議 案 第 21 号	知内町学童保育条例の一部を改正する条例について
第30	議 案 第 22 号	町道路線の認定について
第31	意見書案第1号	必要な介護サービスを受けられるよう求める意見書の提出について
第32	意見書案第2号	安全・安心の医療・介護の実現、医療・介護従事者の大幅増員と処遇改善を求める意見書の提出について
第33	意見書案第3号	介護保険制度及び子ども・子育て支援新制度に関する予算の充実・強化を求める意見書の提出について
第34	意見書案第4号	年金積立金の専ら被保険者の利益のための安全かつ確実な運用に関する意見書の提出について
第35	議 長 発 議	議会閉会中の正副議長並びに議員の出張承認について

● 開会宣言・開議・議事日程

◎ 議 長（伊藤政博）

おはようございます。

平成26年第4回定例会にお集まりいただきまして、ありがとうございます。

今年最後の議会になるかと思っておりますので、今年1年いろいろと皆様には議会活動にご尽力いただきましてありがとうございます。最後の議会となると思っておりますので、よろしくご審議の程お願いしたいと思います。

只今の出席議員数は9人です。

定足数に達していますので、平成26年第4回知内町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

● 会議録署名議員の指名

◎ 議 長（伊藤政博）

日程第1、『会議録署名議員の指名』を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、2番、木村一君及び9番、森永勉君を指名します。

● 委員会報告第1号 議会運営委員会報告について（委員長報告）

◎ 議 長（伊藤政博）

次に第2、委員会報告第1号、『議会運営委員会報告について』を議題と致します。
議会運営委員会は、去る12月3日に開催されており、委員長からその内容について、報告を求めます。

議会運営委員会委員長、敦澤良子君。

なお、委員長は体調まいちでありますので、自席での報告を許します。

◎ 議会運営委員会委員長（敦澤良子）

只今議長よりご配慮いただきまして、自席の報告ということでございますので、僭越ながらお許しをいただき、この場で報告させていただきたいと思っております。

委員会報告第1号、議会運営委員会報告について。

平成26年度知内町議会第4回定例会の議会運営について、別紙のとおり報告する。
平成26年12月10日提出。知内町議会議長、伊藤政博。

2ページをお開きください。議会運営委員会報告書。

平成26年知内町議会第4回定例会開催にあたり、本委員会に付託された議会運営に関する件について審議した結果、下記のとおり運営することに決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

平成26年12月10日提出。知内町議会運営委員会委員長、敦澤良子。知内町議会議長、伊藤政博殿。

記、1. 会議開催状況。開催日、12月3日。出席委員、敦澤・木村・西山・谷口・森永。欠席委員、説明員はなし。事務局、村上・上野。

2. 会期について。今定例会の会期は、12月10日から11日までの2日間としたい。

3. 議事日程について。議事日程については、別紙配付のとおりである。なお、重要な案件については、議会運営委員会を開催することとし、議事日程の追加や変更は、議長に一任する。

4. 付議案件について。付議案件は、諸報告1件、行政報告1件、委員会報告3件、議案22件、意見書案4件、議長発議1件である。

5. 意見書案について。提出案件は、別紙のとおり4件である。

6. 議長の諸報告及び説明委員の出席については、別紙配付のとおりである。以上でございます。

◎ 議長（伊藤政博）

これで議会運営委員会報告を終わります。

本日の議事は、只今、議会運営委員会委員長より報告のあったように進めてまいります。

● 会期の決定について

◎ 議長（伊藤政博）

次に日程第3、『会期の決定について』を議題にします。

お諮りします。本定例会の会期は、只今、議会運営委員会委員長から報告があったとおり、本日から明日11日までの2日間としたいと思っております。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、会期は本日から明日 1 1 日までの 2 日間と決定しました。

● 議長の諸報告

◎ 議長（伊藤政博）

次に日程第 4、『議長の諸報告』を行います。

平成 26 年第 3 回知内町議会定例会以降における議長の諸報告並びに町長はじめ特別職、管理職員の出席要求については、既に印刷の上、皆様のお手元に配付のとおりでありますので、ご了承願います。

● 町長の行政報告

◎ 議長（伊藤政博）

次に日程第 5、『町長の行政報告』を行います。

町長から行政報告の申し出がありました。これを許します。

町長。

◎ 町長（大野幸孝）

おはようございます。平成 26 年第 4 回知内町議会定例会を開会するにあたり、行政報告を申し上げます。

第 3 回定例会以降、今議会までの町行政の主な事項について、別紙によりご報告を申し上げます。

まず、第 1 点目は、知内町総合防災訓練の実施についてであります。去る 10 月 7 日、きらく町内会を対象に知内町総合防災訓練を実施致しました。実施内容は大地震による大津波警報が発令されたとの想定で、避難訓練及び情報伝達、交通規制、消防車搬送、炊き出し訓練等であります。また、消防署による放水訓練、初期消火訓練、救急訓練、心肺蘇生法も実施したところでもあります。避難場所を旧知内小学校グラウンド、墓地公園、知内しおさい園としたところでもあります。訓練参加者は、きらく地区住民、幼稚園、保育園、小・中・高校生、しおさい園入所者及び関係 10 団体で、総勢 762 名の方に参加をいただいたところでもあります。

2 点目は、まちづくり懇談会の開催状況についてであります。10 月 14 日から 10 月 31 日まで、各町内会に出向いて、まちづくり懇談会を開催したところあります。冒頭、昨年度の懇談で出された課題や意見に対する対応状況について説明し、今年度の基本方針である 7 項目 95 施策について、施策の内容や事業の進捗状況について、資料により説明後、意見交換をさせていただいたところでもあります。また、本年度は特に町民プール、子ども交流センター複合施設等木質バイオマスエネルギー活用施設の概要説明を行い、矢越山荘の建替事業の概要についても合わせて説明をさせていただいたところでもあります。出席者数については、13 町内会で総勢 203 名の方に出席をいただきました。

3 点目は、災害時における物資等の緊急輸送に関する協定についてであります。去る 10 月 20 日に町民センターにおいて、知内町と一般社団法人函館地区トラック協

会との間で災害時における物資の緊急輸送に関する協定を締結させていただいたところであり、協定の主な内容は、災害時における被災者支援に必要な生活必需品及び災害応急対策に必要な資機材等の輸送に関するものであります。なお、協定書については、資料1として添付をさせていただいたところであり、資料1として添付をさせていただいたところでもあります。

次に4点目は、全国町村長大会等各種総会への出席状況であります。去る11月18日に東京都で開催の全国治水砂防促進大会、同じく19日にNHKホールで開催の全国町村長大会、同じく20日に東京都で開催の水産業振興漁村活性化推進大会、同じく全国山村振興連盟通常総会、全国山村振興法改正延長実現決起大会、また、11月26日に同じく東京で開催の治水事業推進全国大会、27日の災害促進全国大会に出席を致しました。なお、それぞれの大会の提言書、決議書、特別決議書、提案要望書については、資料2から資料8としてそれぞれ添付させていただいておりますので、お目通しをいただければと思います。

次に5点目は、松前半島道路建設促進期成会設立総会についてであります。去る11月26日に函館市において、松前半島道路建設促進期成会設立総会が開催され、網野副町長が出席を致しました。期成会規約については、資料9として添付させていただいておりますが、渡島西部4町の町長、議長により、平成6年8月に設立致しました松前半島道路整備期成会については、この度函館市、北斗市を加えて期成会を立ち上げたことで、発展的解消をすることとしたところであり、なお、総会後、函館開発建設部を訪問し、要望、意見交換をしたところであり、要望書については、資料10として添付をしております。

6点目は、渡島廃棄物処理広域連合の動向についてであります。去る10月23日、平成26年第2回定例会が開催され、発議案第1号、議席の指定、選挙第1号、副議長の選挙については、議長指名により長万部町の辻義雄氏が指名されたところであり、また、同意第1号の副広域連合長の選任同意については、長万部町長の木幡正志氏の選任に同意したところであり、一般質問については、八雲町の佐藤智子氏から電気料に関する件と自家発電に関する件について一般質問がありました。承認第1号、北海道市町村職員退職手当組合格約の変更に関する協議について、承認第2号、北海道町村議会議員公務災害補償等組合格約の変更に関する協議について、承認第3号、北海道市町村総合事務組合格約の変更に関する協議について、承認第4号、北海道市町村職員退職手当組合格約の変更に関する協議については、原案どおり承認されたところであり、また、議案第1号、平成26年度渡島廃棄物処理広域連合一般会計補正予算について、認定第1号、平成25年度渡島廃棄物処理広域連合一般会計決算認定については、提案どおり可決、認定されたところであり、また、発議案第2号、議会運営委員の選任については、福島町の平野氏、木古内町の福島氏、七飯町の牧野氏、森町の西村氏、八雲町の佐藤氏、北斗市の山本氏の6名が選任されたところであり、また、発議案第3号の閉会中の所管事務調査については、原案どおり可決されました。また、意見書案第1号の北海道電力の電気料再値上げに関する意見書については、原案が否決されたところであり、

次に7点目は、後期高齢者医療広域連合の動向についてであります。去る11月5日に平成26年第2回定例会が開催され、議案第6号の平成25年度北海道後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について、議案第7号の平成25年度北海道後期高齢者医療広域連合、後期高齢者医療会計歳入歳出決算認定については、提案どおり認定されたところであり、また、議案第8号の平成26年度北海道後期

高齢者医療広域連合一般会計補正予算について、議案第9号の平成26年度北海道後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療会計補正予算についても原案どおり可決されたところであり、また、議案第10号、議案第11号の専決処分の承認については、それぞれ提案どおり承認され、報告第3号として、月例現金出納結果が報告されたところであり、

8点目は、渡島西部広域事務組合の動向についてであります。平成26年12月5日に第3回定例会が開催され、議案第1号、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、議案第2号の消防救急デジタル無線整備工事、松前・知内・木古内消防署請負契約の議決変更について、議案第3号の平成26年度渡島西部広域事務組合一般会計補正予算第4号については、提案どおり可決されたところであり、以上、8点について行政報告とさせていただきます。よろしくお願い致します。

◎ 議長（伊藤政博）

これで、行政報告を終わります。

● 委員会報告第2号 総務文教常任委員会所管事務調査報告について
（委員長報告）

◎ 議長（伊藤政博）

次に日程第6、委員会報告第2号、『総務文教常任委員会所管事務調査報告について』を議題とします。

調査は、議会閉会中に実施されております。

本件について、委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員会委員長、西山和夫君。

◎ 委員長（西山和夫）

委員会報告第2号、総務文教常任委員会所管事務調査報告について。

平成26年度における総務文教常任委員会の所管事務調査に関わる結果について、別紙のとおり報告する。

平成26年12月10日提出。知内町議会議長、伊藤政博。

総務文教常任委員会所管事務調査報告書。

平成26年度における常任委員会所管事務調査を、下記のとおり実施したので、会議規則第77条の規定により報告する。

平成26年12月10日提出。知内町議会総務文教常任委員会委員長、西山和夫。知内町議会議長、伊藤政博殿。

記、1. 調査月日、平成26年8月11日（1日間）2. 調査委員、委員長、西山和夫。副委員長、木村一。委員、松井盛泰、泉政栄、吉田峰一、森永勉。3. 説明員、田中教育長、大館教育次長、長谷川学校教育係長、網野副町長、手塚総務企画課長、帰山総務係長。4. 事務局員、村上事務局長、上野係長。5. 調査事項（1）インクルーシブ教育について。（2）土砂災害による危険区域について。

6. 調査意見

（1）インクルーシブ教育について

平成23年の障がい者基本法改正に伴い、特別支援教育の推進が求められ、当町に於いては、平成25年度からインクルーシブ教育システム構築モデル事業として各小

学校、中学校、高等学校を対象とし実施している。

当該事業は、障がいを持つ子が、可能な限り普通学級で授業を受けることができるよう構築された事業である。現状では、卒業後に社会で孤立したり、別な施設への入所を余儀なくされている状況にあり、地域全体での受け入れや、共生する社会の実現に取り組むことが重要である。そのためには学校・行政・地域住民が一体となって事業を推進していくことが必要である。

卒業後の就労については、障がい者雇用率制度により、一定程度の雇用については義務化されており、また、雇用に対する補助金制度についても整備はされているものの、長引く不況や企業の事情により、受け入れ態勢が不十分となっており、雇用が進んでいない状況にある。

就職先としては、あすなる学園（江差町）等の厚生施設はあるものの、就職できない子どもが多くいることから、あすなる学園と同様な厚生施設について、町内若しくは渡島西部四町への設置運営について、企業誘致等を検討することも必要と思われる。

当該事業は、国のモデル事業として平成27年度まで実施される予定であるが、平成28年度以降についても、町単独で継続実施していくことが重要と思われることから、事業推進にあたっては充分協議し進められるよう強く望むものである。

（2）土砂災害による危険区域について

土砂災害法に基づき、平成25年度までに北海道による基礎調査が実施され、町内では新たに18箇所が警戒区域及び特別警戒区域として指定をされ、町内では全30箇所が危険箇所となっている。

今回、警戒・特別警戒区域として指定された場所は、小谷石地区に集中しており、当該地区は現在、行政と民間両者による、自然を利用した観光振興が進められている事から、地域住民のみならず、観光客に対しても、土砂災害による警戒・特別警戒区域である旨を周知する必要があると思われることから、看板等の設置を検討すべきと考える。

避難場所については、警報の種類によって、町内会館と現在建設中の矢越山荘を指定していることから、地域住民に対し周知徹底を図り、避難場所への誘導など、町内会と連携を蜜にし、必要な事項についても再確認することが必要と考える。

なお、町内全避難施設に備蓄されている防災用備品における飲料水等の更新については、消費期限が同一年に集中しているため、地区毎に更新するなど効率のよい作業を望むものである。以上であります。

◎ 議 長（伊藤政博）

これで、総務文教常任委員会の所管事務調査報告を終わります。

● 委員会報告第3号 経済民生常任委員会所管事務調査報告について （委員長報告）

◎ 議 長（伊藤政博）

次に日程7、委員会報告第3号、『経済民生常任委員会所管事務調査報告について』を議題とします。

調査は議会閉会中に実施されております。

本件について、委員長の報告を求めます。

経済民生常任委員会委員長、谷口康之君。

◎ 委員長（谷口康之）

委員会報告第3号、経済民生常任委員会所管事務調査報告書について。

平成26年度における経済民生常任委員会の所管事務調査にかかる結果について、別紙のとおり報告する。

平成26年12月10日提出。知内町議会議長、伊藤政博。

経済民生常任委員会所管事務調査報告書。

平成26年度における常任委員会所管事務調査を、下記のとおり実施したので、会議規則第77条の規定により報告します。

平成26年12月10日。知内町議会経済民生常任委員会委員長、谷口康之。知内町議会議長、伊藤政博殿。

記、1、調査月日、平成26年9月3日（水）（1日間）2、調査委員、委員長、谷口康之。副委員長、吉田峰一。委員、木村一、泉政栄、敦澤良子の方々であります。3、説明員、網野副町長、松崎生活福祉課長、佐藤介護保険係長、小保内保健師。4、事務局員、村上事務局長、上野係長。5、調査事項、（1）介護保険制度について。

6、調査意見

（1）介護保険制度について

平成27年度からの介護保険制度の改正については、一定以上の所得がある介護サービス利用者の負担割合を現行の1割から2割に引き上げることや特別養護老人ホームの入所にあたって要介護1以上であったものが要介護3以上となる入所要件の見直し、さらには、これまで介護保険制度の中で行ってきた要支援1、2の認定者については、一部の介護サービスにおいて市町村事業である地域支援事業に段階的に移行することなどが大きな目玉となっている。

特別養護老人ホームの入所にあつては、これまで要介護1から入所できていたものが、要介護3以上でなければ入所できないため、これまで以上の在宅介護が求められていくことになる。また、要支援1、2の対象者も含めヘルパーやケアマネジャーの人材確保やボランティアも含めマンパワーをどう確保していくかなど大きな課題となっている。現状でも難しい中で在宅介護が大幅に増えていく状況において、町事業として財政負担が増となることも想定されるが、介護難民を作らないよう各関係機関と連携を図りながら体制を整え、諸課題は色々あると思われるが、それらに対応した第6期の介護保険計画の策定を望むものである。以上であります。

◎ 議長（伊藤政博）

これで、経済民生常任委員会の所管事務調査報告を終わります。

なお、只今、報告がありました2常任委員会の報告内容については、理事者においてこれを行政に十分反映されるよう、議長からも要望します。

● 追跡質問

◎ 議長（伊藤政博）

次に日程第8、『追跡質問』を行います。

質問ありませんか。

(「なし」の声あり)

質問がないようですから、追跡質問を終わります。

◎ 議 長 (伊藤政博)

只今、町長から今定例会に上程しております議案について、説明したい旨の申し出がありました。

これを許します。町長。

◎ 町 長 (大野幸孝)

議員の皆様には大変、お忙しい中、平成26年第4回知内町議会定例会にご参集をいただき、誠にありがとうございます。

今議会で上程しておりますのは、議案22件であります。

議案第1号、専決処分の承認を求めることについてであります。本議案は、今月14日に衆議院議員総選挙が執行されますが、衆議院の解散から選挙まで短期間であり、選挙にかかる予算について、議会招集の暇がないことから一般会計予算の2款総務費、4項選挙費、6項衆議院議員選挙及び最高裁判所裁判官国民審査に774万7千円の追加補正を専決させていただいたところであります。

次に議案第2号は、町長、副町長に対する期末手当の支給に関する条例の一部を改正する条例についてであります。国家公務員の人事院勧告に準拠し、町職員の期末・勤勉手当の引き上げに伴い、11月26日に報酬審議会を開催をし、答申をいただき、本条例を改正するものであります。

議案第3号は、議会議員に対する期末手当の支給に関する条例の一部を改正する条例についてであります。議案第2号と同様の内容であります。

議案第4号は、知内町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてであります。国家公務員の人事院勧告に準拠し、町職員の通勤手当、勤勉手当の引き上げと給料表の改定のための条例改正であります。

議案第5号は、平成26年度知内町一般会計補正予算(第7号)で、歳入歳出に169万9千円の追加補正であります。主な内容については、職員の給与等の見直しに伴う人件費の追加、北海道知事道議会議員選挙費の追加、福祉灯油購入助成補助金の追加、農地水保全管理支払事業交付金負担金の追加、町民プール備品購入費の追加、除雪ドーザ購入事業ほか事業費の確定見込みによる減額などです。議案第6号から議案第9号は、知内町国民健康保険事業特別会計、知内町後期高齢者医療特別会計、知内町介護保険特別会計、知内町公共下水道事業特別会計の平成26年度補正予算であります。補正予算の主な内容については、保険給付費等の確定、あるいは見込みによる追加、もしくは減額と、給与改定等による人件費の追加などであり、4会計合わせて64万1千円の減額補正するものであります。

議案第10号は、平成26年度知内町水道事業会計補正予算(第4号)であります。補正予算内容内訳は、中ノ川橋添架橋実施設計業務ほか建設改良費に363万円を追加補正するものであります。

議案第11号は、渡島・檜山地方税滞納整理機構規約変更についてであります。滞納整理機構議員の選挙と選挙区関係市町村を変更するものであります。

議案第12号から14号までは、知内町と奥尻町、松前町、江差町の各町における

電子情報処理組織による戸籍事務等に関する事務の受託の廃止についてであります。本年第1回定例会で事務受託の議決をいただき、事務作業を進めてまいりましたが、今般、七飯町、鹿部両町が今年度サーバー更新するにあたって、共同利用への参加申し出があり、いずれの自治体においても、費用負担の軽減が図られるため、6町での共同利用について協議し、この度、正サーバーを七飯町に設置し、七飯町に事務委託するため、本町と奥尻、松前、江差の各町との共同事務の受委託を廃止するものであります。

議案第15号は、電子情報処理組織による戸籍等事務に関する事務の委託についてであります。議案第12号から14号までにより、これまでの共同事務を廃止して、新たに七飯町を含む6町で共同事業を実施することとし、七飯町に事務の委託をするために提案するものであります。

議案第16号、知内町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてであります。出産育児一時金の変更に伴い、条例改正をするものであります。

議案第17号は、知内町複合施設条例の制定についてであります。本年度竣工の町民プール・子ども交流センター複合施設についての目的及び名称、位置を定めるものであります。

議案第18号は、知内町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定についてであります。子ども子育て支援法の規定に基づき、特定教育保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定めるものであります。

議案第19号は、知内町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてあります。児童福祉法の規定に基づき、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定めるものであります。

議案第20号は、知内町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてあります。児童福祉法の規定に基づき、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定めるものであります。

議案第21号は、知内町学童保育条例の一部を改正する条例についてあります。新たに複合施設が整備されることと、児童福祉法の規定に基づき、設置場所、定員及び対象児童等の変更をするものであります。議案第22号は、町道路線の認定についてあります。地元町内会から認定要望があり、きらく6号線を新たに町道路線として認定するものであります。議案の内容につきましては、後ほど担当課長の方から説明をさせますので、ご審議の上、議決賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

● 議案第1号 専決処分の承認を求めることについて

◎ 議 長（伊藤政博）

次に日程第9、議案第1号、『専決処分の承認を求めることについて』を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

総務企画課長。

◎ 総務企画課長（手塚恵一）

議案第1号、専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法第179条第1項の規定によって別紙のとおり専決したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

次のページです。専決処分書。

平成26年度知内町一般会計について。

予算補正の必要が生じたが、議会を招集する時間的余裕が無いので、地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決する。

記、平成26年度知内町一般会計補正予算（第6号）について。

平成26年度知内町一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正です。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ774万7千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ43億5,981万6千円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分毎の金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表歳入歳出予算補正」による。

歳出より説明致しますので、4ページをお開きいただきたいと思います。

2款総務費、4項選挙費、6目衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査費に774万7千円を追加するものであります。内容は、平成26年12月14日執行の衆議院議員総選挙にかかる経費として、1節報酬から16節原材料費まで、それぞれ必要と見込まれる額を追加するものであります。なお、財源につきましては、全て国庫委託金となります。次に歳入を説明致しますので、3ページをお開きいただきたいと思います。

13款国庫支出金、3項委託金、1目総務費委託金に774万7千円を追加し、789万9千円とするものであります。内容は衆議院議員総選挙にかかる委託金として追加するものであります。以上で説明を終わらせていただきます。よろしくお願い致します。

◎ 議 長（伊藤政博）

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

討論がないようですから、討論を終わります。これから議案第1号を採決します。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

● 議案第2号 町長、副町長に対する期末手当支給に関する条例の一部を改正する条例について

◎ 議 長（伊藤政博）

次に日程第10、議案第2号、『町長、副町長に対する期末手当支給に関する条例

の一部を改正する条例について』を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

総務企画課長。

◎ 総務企画課長（手塚恵一）

議案第2号、町長、副町長に対する期末手当支給に関する条例の一部を改正する条例について。

町長、副町長に対する期末手当支給に関する条例の一部を次のように改正する。

次のページです。町長、副町長に対する期末手当支給に関する条例の一部を改正する条例。

町長、副町長に対する期末手当支給に関する条例（昭和44年条例第6号）の一部を次のように改正する。

説明につきましては、資料で行いたいと思いますので、予算説明資料見だしナンバー1、総務企画課1ページをお開きいただきたいと思います。条例の新旧対照表です。今回の改正は過日開催をされました知内町特別職報酬等審議会の答申に基づき、町長、副町長、教育長の期末手当を現行、年間100分の395を100分の410とし、100分の15を引き上げるものであります。なお、この引上率につきましては、人事院勧告と同率となっております。それでは、議案の方に戻っていただきたいと思います。

附則として、この条例は公布の日から施行し、平成26年12月1日から適用する。また、附則の第2、第3につきましては、特別措置について規定しておりますので、お目とおしを願いたいと思います。以上で説明を終わらせていただきます。よろしくお願い致します。

◎ 議長（伊藤政博）

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

討論がないようですから、討論を終わります。これから議案第2号を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

● 議案第3号 議会議員に対する期末手当の支給に関する条例の一部を改正する条例について

◎ 議長（伊藤政博）

次に日程第11、議案第3号、『議会議員に対する期末手当の支給に関する条例の一部を改正する条例について』を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

◎ 総務企画課長（手塚恵一）

議案第3号、議会議員に対する期末手当の支給に関する条例の一部を改正する条例について。

議会議員に対する期末手当の支給に関する条例の一部を次のように改正する。

次のページです。議会議員に対する期末手当の支給に関する条例の一部を改正する条例。

議会議員に対する期末手当支給に関する条例（昭和44年条例第26号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「100分の395」を「100分の410」に改める。

今回の改正につきましては、過日開催をされました知内町特別職報酬等審議会の答申に基づき、議会議員の期末手当を年間100分の15を引き上げるものであります。なお、この引き上げ率につきましては、人事院勧告と同率となっております。

附則として、この条例は、交付の日から施行し、平成26年12月1日から適用する。

また、附則の第2につきましては、特別措置について規定しておりますので、お目通しを願いたいと思います。

また、総務企画課資料2ページには、新旧対照表を掲載しておりますので、ご参照願いたいと思います。以上で説明を終わります。よろしくお願い致します。

◎ 議 長（伊藤政博）

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

1番、西山君。

◎ 1 番（西山和夫）

議員としても大変ありがたいことなんだろうなと思いますけれども、ただ、全国町村議会で設置されているですね、議会活性化研究会とあるんですけども、そこでもいろいろと報酬に関して審議されております。大々的に議会の特に地方議会の議員の報酬というのは低いという中で、まして、地方によって政務調査費もないという現状があります。そういう中では、確かに最終的にまとめとすれば、これからの議員の後継者として若年層が出づらいう環境にあるだろうという結び方をしているんですけども、そのためにも何としてでも議会報酬は改善すべきだという答申を出しているんですけども、ただ、後ほど出る説明資料、多分、これは職員の方で出るんでしょうけれども、民間給与との格差の比較とあるんですよ。それで、そしたら地方も我々の知内町の民間の業者の状況どうなんだろうという中で、今ボーナスもないという話も昨日聞きましたし、いろいろと団体で違うようでもありますけれども、そういう中で、議員が果たして、今この条例改正に則って、人事院勧告に則って報酬の一部を上げていいのかという。確かにいろいろと全国的な動きの中では、先ほどどのような答申も出ていますし、必要最小限というのはあるんでしょうけれども、今、手法として、どういう手法があるのかわかりませんが、これを可決して、議員としてそれを多分、今、選挙でアベノミクスやっていますけれども、それで最終的に地方創生という形の中で、地方にそういう加減が出たときには、上げてもいいんだろうという気が致します。それでまず、手法としてこの条例を採択して、議会発議という形なのか、ちょっとその辺、不勉強ですけども、一時据え置くと、議会でそれを一時据え置くという方法もあるだろうし、今、否決するという方法もあるだろうし、いろいろある中で、私はそのどちらかを選択すべきだなという気が致しております。

◎ 議 長（伊藤政博）

質疑、今の。質問。

◎ 1 番（西山和夫）

だから、これ議会でちょっと揉んでくれれば。

◎ 議 長（伊藤政博）

暫時休憩します。

（ 休憩 午前10時17分 ）

（ 再開 午前10時18分 ）

◎ 議 長（伊藤政博）

休憩を取り消し、会議を再開致します。

今、西山議員から質疑という形で出されましたが、内容については、討論に相当するので、後ほど討論で行いたいということでもありますので、それを認めます。

ほかに質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですから、これから討論を行います。

討論ありませんか。

1番、西山君。

◎ 1 番（西山和夫）

すみません。繰り返しになりますけれども、全国町村議会議員連盟の中で、議会活性化研究会という部門がありまして、それで議員の報酬を審議した経過がございます。その中で、最終的にいろいろと改正理由は載っているんですけども、最終的に将来、議員を確保する手段として、今、非常に報酬が低いだとか、いろいろ議論があるんですけども、要は今、地方の企業等が果たしてアベノミクス効果で企業的に豊かになっているのかという状況の中で、昨日、一部民間の企業の方から聞いた意見によれば、ボーナスもない、まして、いろいろ手当も軽減されたという中で、我々確かに人事院勧告の中でのこういう提案だとはいえ、果たして議会として今、知内町の企業、財政的に還元されている状況でもないだろうし、少なくとも今、我々の役目とすれば、これからのアベノミクスの中でデフレ脱却等訴え上げていますので、最終的にそれらの様子を見ながら、我々として判断してもいいだろうと思っておりますので、今、ここで否決ということは多分あり得ないかもしれませんが、私とすれば、少なくとももう少しこの課題については、議員として議論すべき内容であろうということで、とりあえず、今、議会発議というのは、いろいろ手法的に無理でありますので、まず、この提案については、反対をさせていただきます。

◎ 議 長（伊藤政博）

反対討論でありました。ほかに討論ありませんか。

7番、谷口君。

◎ 7 番（谷口康之）

1番議員さんの言うこともわかりますけれども、この度の部分ではですね、私は極端な大幅な値上げということではなくて、今1番議員さんが言いましたように、これからうちの町としても議員を目指す方々に出てもらいたいということで、その部分と報酬ではちょっと低いということはわかるんですけども、そのためにも、この報酬の値上げがこれからもずっとこのまま続くというわけではなくて、来年になればまた下がる可能性だってあると思うんですけども、その辺についてもう少しですね、長

い目を見て、我々のこれからの議員の確保ということも考えながら、この部分については、私は賛成したいと思います。以上です。

◎ 議 長（伊藤政博）

ほかに討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

討論がないようでありますから討論を終わります。

これから議案第3号を採決します。この採決は起立により行います。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

（ 起立多数 ）

起立多数。よって、本案は原案のとおり可決されました。

● 議案第4号 知内町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

◎ 議 長（伊藤政博）

次に日程第12、議案第4号、『知内町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について』を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

総務企画課長。

◎ 総務企画課長（手塚恵一）

議案第4号、知内町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について。

知内町職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

次のページです。知内町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例。

知内町職員の給与に関する条例（昭和26年条例第1号）の一部を次のように改正する。

説明につきましては、資料で行いますが、本日配付をしております別冊の資料、平成26年度人事院勧告の概要という資料でまず、説明をさせていただきます。この資料2ページ以降に人事院勧告の概要について記載をしておりますが、その26年度分をまとめたものが1ページ目であります。平成26年度の国家公務員給与について、平成26年8月7日に人事院勧告が出され、これを受け11月12日に改正給与法が成立致しました。その主な改正内容につきましては、（1）に記載のとおり、民間給与との格差等に基づく給与改定ということになっております。これは、平成26年4月1日から遡及適用をするものであります。まず、給与表の改定であります。これは初任給、若年層に重点を置いた改定となっております。平均0.3%と引き上げです。後ほど新旧対照表で説明をしたいと思います。

それと、諸手当の改定であります。まず、1点目が通勤手当の改定です。民間の支給状況等を踏まえ、使用距離に応じて改正するというものです。これも後ほど新旧対照表で説明をしたいと思います。

それと次が期末勤勉手当の改定であります。民間の支給割合に見合うよう年間0.15月分引き上げるというものです。現行3.95のものを4.1に引き上げるものであります。なお、引き上げ分は、勤勉手当に配分するということになってございます。それで、下の表につきましては、26年度勤勉手当の支給の仕方、それから、27年度の支給の仕方について記載をさせていただきます。

それで、予算説明資料の総務企画課資料の3ページをお開きいただきたいと思います。3ページがまず、通勤手当の関係であります。これが先ほど言いました通勤手当の改定、左側が現行、右側が改正後ということになってございます。それと4ページです。4ページにつきましては、中段から給与表が載ってございます。4ページから10ページまで給与表が右側が改正後ということで平均0.2%の引き上げということになってございます。以上で説明を終わらせていただきます。よろしくお願ひ致します。

◎ 議 長（伊藤政博）

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

7番、谷口康之君。

◎ 7 番（谷口康之）

ちょっと参考のためにお伺いしたいんですけども、うちの役場の職員の方々に、片道10km未満ということになっていまして、4,200円ということで、町としては職員の方々、だいたい距離的にいって最高でどのくらいの距離になっているのか、その辺ちょっとまず、お知らせ願ひたいと思います。

◎ 議 長（伊藤政博）

総務企画課長。

◎ 総務企画課長（手塚恵一）

最高で片道10kmを超える方はちょっと今、正確な数字を抑えていないんですが、後ほど詳細を調べてお知らせします。10km以上は2・3名だということで抑えています。概ねは10km未満の方々ばかりです。

◎ 議 長（伊藤政博）

1番、西山君。

◎ 1 番（西山和夫）

以前、昇給制度の改善ということで、ラスパイレス90.9から現行で多分104くらいになったんだろうと思いますけれども、今この人事院勧告を受けて、これを今、採択をする前の今の額と、この採択後の額というのは、ラスパイレスどういうふうには。

◎ 議 長（伊藤政博）

総務企画課長。

◎ 総務企画課長（手塚恵一）

ご説明致します。平成26年のラスパイレス指数につきましては、先日発表されまして、当町は97.2%だったと思います。それで、この人事院勧告どおり改定をした場合なんですけど、国も引上げになりますので、概ね同率程度だろうということで想定はしてございます。どうしても国の年代別の人数と市町村の年代別の人数が違いますので、若干変動はあるかと思いますが、国どおりの人勧の引上げですので、概ね同じ程度だろうということで想定しております。以上です。

◎ 議 長（伊藤政博）

1番、西山君。

◎ 1 番（西山和夫）

以前、この制度改正を見れば、給与調整等で国家公務員、独自削減もという形で104という数字、インターネットを見ていても、103.9という数字が出てくるんですけども、この数字と今の97.2%ですか、これはどういうふうに見れば。

◎ 議 長（伊藤政博）

総務企画課長。

◎ 総務企画課長（手塚恵一）

ご説明致します。国の方で給与削減を実施しましたので、そのときは知内町のラスパイレス指数が104点くらいになったんですが、国家公務員の給与削減終わりましたので、元に戻りましたので、それで今97.2%ということになってございます。

◎ 議 長（伊藤政博）

1番、西山君。

◎ 1 番（西山和夫）

考え方だけお知らせください。俺てっきりラスパイレス100超えているのかなと思って想定をしていたんですけども、100以下ということであればちょっと変わるので、考え方だけ教えていただきたいと思います。国の基準のラスパイレス100を基準にそれぞれ増減あるわけですけども、それを割るということで、国以下だということは理解したんですけども、それで、住宅手当だとか、勤務手当、これは独自で国の基準と町の基準を比べれば、独自で要するに今までは多分、他町から見ても、知内町の給与体制というのは低かったということで、いろいろあったんでしょうけれども、その分として、そういう手当である程度補足するという自分なりに取り方していたんですけども、今回100に近い97.2という数字になって、その辺の改正というのは考えているのか、それとも、今後もそういうある程度、国の基準よりも上乘せ基準、先ほど7番議員から出た通勤手当も4,100円から4,200円ですか、これも国の基準からすれば高いんだろうと思いますけれども、その辺、どう解釈すればいいのか。

◎ 議 長（伊藤政博）

総務企画課長。

◎ 総務企画課長（手塚恵一）

ご説明致します。先ほど説明致しましたが、通勤手当、人事院勧告に基づいて、国家公務員と同じ額になってございます。それと給与につきましても、当町、人事院勧告を準拠してということで従来からやってございます。それと、ラスパイレス指数につきましても、当町ずっと国より下回ってございました。一時92という数字もございましたが、それが何年か前の改定で、今現在97まできているというのが現状でございます。たまたま100を超えたのは、国家公務員が独自削減をしたその年だけありますので、そういうことでご理解をいただきたいと思います。それと、住宅手当の関係についても、国に準拠してやっておりますが、今、ちょっと国とはずれた手当の支給になってございますが、それは持家手当、それから借家手当等なんですけど、これも国の制度を準拠した中で、今後、検討していきたいとふうに思っております。

◎ 議 長（伊藤政博）

1番、西山君。

◎ 1 番（西山和夫）

確認なんですけれども、住宅手当に関する国の基準というのは2,500円で、町は5千円、あくまでもこれは持家ですけども、借家で上限27,000円くらいですか、という数字をちょっと抑えているんですけども、それは間違いですか。ちょっとその辺の確認だけお願いします。

◎ 議 長（伊藤政博）

総務企画課長。

◎ 総務企画課長（手塚恵一）

持家は5千円になっています。借家の方につきましては、払っている家賃に対して概ね2分の1以内、ただし上限を決めてございますので、その上限以内ということで。持家は先ほど言いましたように月額5千円を支給しています。先ほど説明しましたが、今、住宅手当の関係は、当初、国の人事院勧告に合わせて支給をしてございました。それが持家5千円、それから、家賃に対する支給ですね、それが国の方は今、制度改正になりまして、持家等の支給はなくなっておりますが、うちの方はまだ支給をしてございます。ただ、これについても今後、国の制度に合わせて検討していきたいということでうちの方では今、考えてございます。

◎ 議 長（伊藤政博）

休憩します。

（ 休憩 午前10時33分 ）

（ 再開 午前10時40分 ）

◎ 議 長（伊藤政博）

休憩を取り消し、会議を再開します。

総務企画課長。人事院勧告の内容について。

◎ 総務企画課長（手塚恵一）

人事院勧告の内容の前に先ほどの通勤手当の関係です。片道10kmを超える方、私、2・3名程度と言いましたが、申し訳ございません。7名おりました。片道10km以上を超える方が7名です。それから、10km未満の方が5名、今現在おります。それから、人事院勧告の内容であります。別冊で渡しております資料の2ページ以降です。まず、先ほどもちょっと説明を致しましたが、そこに記載しております一番上、本年の給与勧告、平成26年分のまず、給与勧告ですが、民間給与との格差で0.27あったので、それを埋めるために給与表の水準を引き上げるというものです。これが平均0.3%のものであります。それと、ボーナスを引き上げるということで、0.15分引き上げるというものであります。これが大きなものであります。それと、先ほどこのページ一番下、2の(3)に書いてありますが、通勤手当、通勤手当についても、使用距離に応じて引き上げるというものが、平成26年にかかる勧告であります。それと今度、平成27年に関わるものなんですが、2ページ目の上の四角書きの今度、下の方に書いてある部分です。俸給表や諸手当の在り方を含めた給与制度の総合的な見直しということで、国家公務員に出された勧告は、まず、地域の民間給与水準を踏まえて、俸給表の水準を平均2%引き下げるというものです。平成27年4月1日から先ほどの給与表、今度は平均2%引き下げるというものです。それと、地域手当の見直しをするというものです。それから、3番目として、職務勤務実績に応じた給与配分をするということで、広域異動手当、単身赴任手当を引き上げるというものであります。それで、その下に星印で書いてございますが、平成27年4月から3年間これを実施しまして、3年間の経過措置としてやるものですよという。それから、段階的に実施に必要な原資確保のために平成27年1月の昇級を1号抑制をするというものであります。それで、その次のページをちょっと開いていただきたいと思えます。その次のページ、それから、その更に次のページですね、最後のページになります。2、職務や勤務実態に応じた給与配分というのがあります。広域異動手当、これについて引き上げるというものです。国家公務員ですから異動がありますので、資料

の一番最後のページです。一番上の2、職務や勤務実績に応じた給与配分ということで、先ほどもご説明しましたが、(1)として、広域で異動をする移動手当をまず引き上げるといふ。それから、(2)として、単身赴任手当を引き上げるといふもの。それから(3)として、本府省業務調整手当として、これも引き上げるといふもの。それから(4)として、管理職員の特別勤務手当も今度は勤務1回につき6千円を超えない範囲内で支給をする。これら様々な手当が今、国家公務員には支給をされることとなっております。それと俸給表については、先ほど言いましたように、平均2%引き下げるといふものであります。それで、これら各種手当での引上げ等に伴い、その原資を確保するという意味で、来年1月1日からの昇級を1号抑制するという勧告になってございます。したがって、うちの町と致しましては、これら今、出ました各種手当については、地方公務員、当町職員の手当には特に該当しないものでありますので、その原資の確保という意味では、1号抑制をしないことというふうにして考えてございます。管内的にもこれについて実施する、または、実施をしないということで分かれて今回なっているということで、当町の方では抑えております。それと、この来年4月以降の勧告の内容については、3月の定例議会でうちの町としては条例改正を提案したいということで思っております。以上で説明を終わらせていただきます。

◎ 議長(伊藤政博)

説明が新たに追加されて行われました。これも含めて質疑を受けます。

ほかに質疑ございませんか。

3番、松井君。

◎ 3番(松井盛泰)

今、説明を聞いている中ですね、民間との格差が2.7というふうに当初思ったのですが、現在のラスパイレス指数が97.2、最終的には100に持っていこうという考え方なのか、その辺だけちょっと確認。

◎ 議長(伊藤政博)

総務企画課長。

◎ 総務企画課長(手塚恵一)

ご説明致します。特に100に近づけるといふ意味で給与改定はしてございません。あくまでも、人事院勧告に準拠して今、改定をしてございます。うちの町の年齢構成で考えますと、なかなか給与表も国で使っている給与表も下の方を使っておりますので、なかなか今のままでは100を超えるということはないだろうということで考えております。以上です。

◎ 議長(伊藤政博)

ほかに質疑ありませんか。

1番、西山君。

◎ 1番(西山和夫)

総合的見直しということで、若年層に配慮した給料体制の配分になるということですが、1つ目になるんですか、地域民間給料との水準を踏まえてということなんですけれども、それで、2番の方に民間給料との格差ということで、例題出してやっているんですけれども、当町としては、民間との差額、その辺ほどの程度と抑えているんですか。当町としての考え方として。

◎ 議長(伊藤政博)

総務企画課長。

◎ 総務企画課長（手塚恵一）

ご説明致します。申し訳ございません。うちの町内のということだと思っておりますが、うちの町内の民間給与実態というのは、実際抑えてはございません。ただ、先ほども説明、町長、副町長の方からも説明があったとおり、地方なかなか今、国が大企業が延びているような状況で地方の中小事業体までは景気回復というか、そういうことはなっていないと思います。ですから、国が言っている民間給与と比べると、当町との事業所の実態はもっと下がるんだろうとは思っておりますが、その辺はちょっと把握してございませんので、ご了承を願いたいと思います。

◎ 議 長（伊藤政博）

1 番、西山君。

◎ 1 番（西山和夫）

その見直しの繰り返すようではすけれども、地域の民間給与水準を踏まえてという言葉があるわけですね、全国的にそれぞれの市町村でそれらを加味しながら、確かに2%というある程度の基準はあるんでしょうけれども、それに則ってという考え方なんでしょうか。ただ、地域の実態を把握して、更に下げるべきか、上げるべきかという判断は、各町村、自治体に任せるといって、裏を返せば、そういう取り方にも取れると思うんですけれども、その辺の理解の仕方というのは、単なる2%引き下げたからという、要するに地域の実情を踏まえてという、2%下げた、それでよしとするという考え方なのか、もう少し密に町内の企業の実態がどうなっているのかという把握をすべきだと思うんですけれども、それに則って、2%下げてどうのこうのという説明であれば理解はするんですけれども、その辺、もう一度、お伺いします。

◎ 議 長（伊藤政博）

総務企画課長。

◎ 総務企画課長（手塚恵一）

ご説明致します。本来、町の職員の給与は、町で決定するというのが原則であります。それが基本原則でありますけれども、従来からなかなか給与決定、どの基準を持ってこの給与に格付するかというのは、なかなか1つの町単独で設定するというのは厳しいということがありまして、国の人事院勧告を準拠する形で従来からやっております。ただ、とはいうものの、国で使っている給与表をそのまま使うのではなくて、下の方の低い部分だけを採択して利用していくという形で給与を抑えるような形で実施してきました。今後もその辺はそれを基準に実施していきたいと考えておりますので、ご理解をいただければと思います。

◎ 議 長（伊藤政博）

1 番、西山君。

◎ 1 番（西山和夫）

確かにそういう配慮というのは、役場の中で最低限の表を基にして配慮しているんだろうと思うんですけれども、ただ、こういう項目を見ればですね、やっぱり地域の実態というのは掴んでおかなければならないのかなと。ただ、簡単に給料体制が地域の各企業の給料体制が把握できるかという問題に直面すれば、なかなか厳しいこともあるんだろうと思うんですけれども、ただ、姿勢として、やはりそれらを可能な限り調査して、町内の実態を踏まえて今後、検討をすべきだなと思っておりますので、その辺よろしくお願います。

◎ 議 長（伊藤政博）

副町長。

◎ 副町長（網野 真）

今、1番議員さんのご指摘、ごもつともだということでお聞きしてございます。今、総務企画課長からもお話しましたとおり、基本的にはそれぞれの自治体の給与というものは自治体で決定していくということが基本だろうというふうには思いますけれども、先ほどから繰り返しておりますとおり、実態としてマクロ的には、町内の経済情勢というものは当然勘案ということはありませんけれども、個別にそれぞれの事業所等の給与そのものをどういう形で職員給与に反映させていくかという個別のことになりますと、なかなか作業的には難しいものがあるんだろうということの中で、実は都道府県、あるいは、政令指定都市等ではそれぞれに人事院会を設けておりますけれども、実は多くの自治体はそういう形がないので、結果的に国家公務員の人事院勧告に準拠した形の給与でやっているということでございますので、ご理解をいただきますようよろしくお願い致します。

◎ 議長（伊藤政博）

3番、松井君。

◎ 3番（松井盛泰）

今、1番議員さんが言っている民間という言葉、1番議員は例えば、渡島西部四町、この辺の付近の民間のことを指してものを言っているんだろうと思うんですよ。しかし、国でいう民間というのは違うでしょう。ここで平均していけば、民間との格差がこれだけありますよという、2.7ありますよというけれども、1番の言っている民間と国で示している民間とでは、余りにもギャップがありすぎるでしょう。その辺、きちんと説明をしなかったら、結局こっちは理解できないと思うんですよ。

◎ 議長（伊藤政博）

総務企画課長。

◎ 総務企画課長（手塚恵一）

ご説明致します。民間との給与格差なんですけれども、先ほどもちょっと言いましたが、人事院勧告が民間給与との格差といっているのは、ある程度の従業員数を超える企業の給与を抽出して、それとの格差ということをやっています。ですから、人事院勧告が格差というの小さな中小企業の給与は反映されておられません。確かにそれは実態であります。ですから、その格差とましてや、うちの町内という我々、給与とそれから町内事業者の給与であれば、その格差は当然人事院勧告の格差とはまたもっと開きがあるんだろうということは考えてございます。ただ、先ほども言いましたように、給与の決定について、町で決定するのが原則であります。先ほども副町長言いましたとおり、なかなか町で決定するというのが難しいということで全国の自治体については、国の給与表を使って人事院勧告に準拠するという形になっているという実態もまたご理解いただければということで思います。よろしくお願い致します。

◎ 議長（伊藤政博）

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

討論がないようですから討論を終わります。

これから議案第4号を採決します。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩致します。再開は11時5分と致します。

(休憩 午前10時55分)

(再開 午前11時10分)

● 議案第5号 平成26年度知内町一般会計補正予算(第7号)について

◎ 議長(伊藤政博)

次に日程第13、議案第5号、『平成26年度知内町一般会計補正予算(第7号)について』を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

総務企画課長。

◎ 総務企画課長(手塚恵一)

議案第5号、平成26年度知内町一般会計補正予算(第7号)について。

平成26年度知内町一般会計補正予算(第7号)は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正であります。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ169万9千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ43億6,151万5千円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分毎の金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表歳入歳出予算補正」による。

第2条は、地方債の補正であります。地方債の変更は「第2表地方債補正」による。歳出より説明致しますので、20ページをお開きいただきたいと思います。

1款1項1目議会費から285万4千円を減額し、6,387万4千円とするものです。内容は1節報酬から4節共済費まで、議員1名の欠員に伴う減額と議員期末手当及び人事院勧告に基づく、職員給与の改定に伴う追加による増減であります。

次のページです。2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費から264万6千円を減額し、1億8,198万6千円とするものです。内容は2節給料から4節共済費までは職員の異動に伴う減額と給与改定に伴う追加の増減、13節委託料では、町の例規集追録及び更新データ作成委託料に不足が見込まれることから90万円を追加するものです。

次のページです。3目財産管理費、補正額はありますが、財源内訳を変更するものであります。

次のページです。6目企画総務費、補正額はございませんが、財源内訳を変更するものであります。

次のページです。12目自治振興費に133万3千円を追加し、3,845万2千円とするものです。内容は8節報償費に知内町顕彰条例に基づく功労表彰及び職員表彰記念品として4万円の追加、11節需用費で街路灯防犯灯電気料に不足が見込まれることから90万円、また、矢越山荘光熱水費として3万円を追加し、更にふるさと納税への謝礼として特産品購入費として24万6千円、12節役務費に送料として5

万4千円をそれぞれ追加するものです。また、矢越山荘へWi-Fi環境設定するための経費として12節役務費に通信料1万1千円、13節委託料に5万2千円をそれぞれ追加するものであります。

次のページです。2項徴税費、1目税務総務費に53万円を追加し、3,916万3千円とするものです。内容は2節給料から4節共済費まで、給与改定に伴う追加であります。

次に3項戸籍住民登録費、1目戸籍住民登録費に21万円を追加し、2,391万7千円とするものです。内容は2節給料から4節共済費まで、給与改定に伴う追加であり、9節旅費では不足が見込まれることからその額を追加するものであります。

次のページです。4項選挙費、7目北海道知事及び北海道議会議員選挙費に298万6千円を追加するものであります。内容は平成27年4月12日に執行がされます北海道知事及び北海道議会議員選挙にかかる平成26年度分の経費として、1節報酬から16節原材料費まで、それぞれ必要と見込まれる額を追加するものであります。なお、財源につきましては、全て道費の委託金となっております。

次のページです。5項統計調査費、1目人口農林商工教育統計調査費であります。補正額はありますが、節間での経費の変更であります。

次に49ページをお開きいただきたいと思います。49ページ、8款土木費、4項住宅費、1目住宅管理費に80万円を追加し、625万3千円とするものであります。内容は公営住宅維持補修経費として7節賃金、14節使用料及び賃借料に合わせて不足が見込まれることから80万円を追加するものであります。

次のページです。9款1項1目消防費に199万6千円を追加し、2億3,625万6千円とするものです。内容は19節負担金補助及び交付金で、渡島西部広域事務組合負担金として追加するものですが、要因につきましては、職員給与改定に伴う人件費の増によるものであります。

次のページです。2目災害対策費、補正額はございませんが、財源内訳の変更であります。以上で総務企画課関係の説明を終わらせていただきます。よろしくお願い致します。

◎ 議 長 (伊藤政博)

次に生活福祉課長。

◎ 生活福祉課長 (松崎輝幸)

29ページです。3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費に178万8千円を追加し、1億892万3千円とするものです。2節給料から4節共済費の追加につきましては、平成26年度人事院勧告によるものです。19節負担金補助及び交付金に福祉灯油購入費助成事業補助金168万円の追加で、うち75万円は高齢者等の冬の生活支援事業補助金が入っております。

続きまして、2目国民年金費に92万4千円を追加し、161万9千円とするものです。13節委託料の年金生活支援給付金システム導入委託料として92万4千円を追加するものです。予算説明資料見だし2の生活福祉課1ページに概要を載せてございますので、ご参照を願いたいと思います。

続きまして、3目老人福祉費に239万2千円を減額し、1億924万円とするものです。28節繰出金、後期高齢者医療特別会計繰出金保険基盤安定制度繰出金については、額の決定により239万2千円の減額です。

続きまして、5目介護保険費に32万4千円を追加し、9,859万2千円とする

ものです。2節給料から4節共済費につきましては、平成26年度人事院勧告によるものです。28節繰出金介護保険特別会計繰出金として30万5千円を追加するものです。これは、平成26年度人事院勧告によるものです。

続きまして、33ページ、3款民生費、2項児童福祉費、2目児童措置費に103万5千円を追加し、1億3,243万5千円とするものです。20節扶助費、児童手当に103万5千円の追加です。これは、対象者の増が見込まれるものです。

3目児童福祉施設費に39万7千円を追加し、3,992万9千円とするものです。2節給料から4節共済費の追加につきましては、平成26年度人事院勧告によるものです。

続きまして、35ページ。4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費に62万5千円を減額し、4,510万1千円とするものです。2節給料から4節共済費につきましては、平成26年度人事院勧告の増額及び育児休暇による減額によるものです。

続きまして、2目予防費に6万6千円を追加し、3,146万円とするものです。23節償還金利子及び割引料、平成25年度母子保健衛生費等国庫負担金返還金に額の決定により6万6千円を追加するものです。

続きまして、4款衛生費、2項清掃費、1目清掃費に61万9千円を追加し、1億4,738万6千円とするものです。19節負担金補助及び交付金、渡島西部広域事務組合負担金に61万9千円をそれぞれ追加するものです。以上で生活福祉課関係の説明を終わります。よろしくお願ひします。

◎ 議 長 (伊藤政博)

次に産業振興課長。

◎ 産業振興課長 (西野俊一)

産業振興課関係の補正予算について、ご説明致します。38ページをお開きください。

6款農林水産業費、1項農業費、2目農業総務費に67万5千円を追加し、2,899万5千円とするものであります。これは2節給料から4節共済費につきまして、給与に関する条例の改正に伴い補正するものです。

次に39ページ、3目農林水産業費に569万3千円を追加し、9,571万7千円とするものであります。これは11節需用費と19節負担金補助及び交付金につきまして、農地・水保全管理支払事業、今の多面的機能支払交付金事業の活動組織が現在の中ノ川組織1組織に加えまして、新たに7組織が組織されまして、その追加があったため、事務費等負担金を追加補正するもので、内容につきましては、説明資料見だし3の産業振興課の1ページをお開き願ひします。多面的機能支払交付金制度の概要については、1ページの方に載っておりますけれども、既に中ノ川地区の方で実施しておりますので、説明しておりますので、事業の目的、活動内容等につきましては、省略させていただきます。2ページの方ご覧ください。2ページの7番の多面的機能支払交付金積算一覧表ということで、全部で8組織、一番上の中ノ川組織が既にもう24年から活動されておまして、今回、森越地区以下の7組織が新たに町内で組織を作って活動をしていくということの内容になっております。

議案に戻っていただきまして、40ページ、4目農地費に24万4千円を追加し、983万8千円とするものであります。これは19節負担金補助及び交付金の食料供給基盤強化特別対策事業補助金、通称新パワーアップ事業補助金につきまして、平成

25年度繰越事業分の工事が受注した会社の破綻によりまして工事がストップし、残ったことによりまして、その残工事分を平成26年度へ予算組み替えすることに伴う追加補正で、詳細につきましては、説明資料3ページをご参照願いたいと思います。

次に41ページ、2項林業費、1目林業総務費に28万8千円を追加し、1,726万5千円とするものであります。これは2節給料から4節共済費につきまして、給与に関する条例の改正に伴い補正するものであります。

次に42ページ、3項水産業費、1目水産業総務費に18万2千円を追加し、1,518万6千円とするものであります。これは2節給料から4節共済費につきまして、給与に関する条例の改正に伴い補正するものです。

次に43ページ、7款1項商工費、1目商工総務費に18万3千円を追加し、1,330万2千円とするものであります。これは2節給料から4節共済費につきまして、給与に関する条例の改正に伴い補正するものであります。以上で産業振興課関係の説明を終わります。よろしくお願い致します。

◎ 議長（伊藤政博）

次に建設水道課長。

◎ 建設水道課長（佐々木孝幸）

建設水道課でございます。44ページをお開きください。

8款土木費、1項土木管理費、1目土木管理費に40万2千円を追加して3,282万3千円とするものでございます。これは2節給料から4節共済費まで、給与改定に伴う追加でございます。

次のページ、45ページをお開きください。2目下水道整備費から514万4千円を減額致しまして、1億5,216万9千円とするものです。19節負担金補助及び交付金で、浄化槽の設置見込み数の減により570万円を減額し、28節繰出金で下水道事業特別会計繰出金として55万6千円を追加するものでございます。なお、浄化槽の設置見込み数につきましては、説明資料見だし4の2ページをご覧いただきたいと思います。

次に46ページでございます。2項道路橋梁費、2目道路維持費から1,100万円を減額し、6,959万5千円とするものです。これは18節備品購入費で除雪ドレーザーの購入事業の確定により減額するものでございます。

次のページでございます。47ページでございます。4目道路橋梁改良工事費で237万3千円を減額し、2,873万4千円とするものです。15節工事請負費で、道路改良工事の事業費確定により減額するものでございます。

次のページ、48ページでございます。3項河川海岸費、1目河川総務費に2万円を追加し、1,080万9千円とするものでございます。これは17節公有財産購入費で外記川砂防工事に伴いまして用地取得費2万円を追加するものでございます。以上で説明を終わらせていただきます。よろしくお願い致します。

◎ 議長（伊藤政博）

次に教育次長。

◎ 教育次長（大館光晴）

それでは、教育費になります。52ページをお開きください。

10款教育費、1項教育総務費、2目事務局費に273万6千円を追加し、1億2,443万5千円とするものです。2節給料から4節共済費までは、給与改定に伴う人件費分として263万6千円の追加。25節積立金でふるさと納税寄附金分の教育振

興基金への積立金として10万円を追加するものです。

次のページです。3目学校給食センター費に9万2千円を追加し、6,545万6千円とするものです。3節職員給与等で7万8千円、それから、4節共済費に1万4千円の追加ですけれども、いずれも職員の給与改定によるものです。

次に54ページになります。4項高等学校費、1目学校管理費で、補正額はございませんけれども、財源内訳で一般財源から地方債80万円を変更するものですが、これは生徒の各種資格検定料が過疎ソフト事業債の適用となったことから財源変更をするものです。

次に55ページになります。5項幼稚園費、1目幼稚園管理費に122万6千円を追加し、5,273万6千円とするものです。2節給料から4節共済費まで職員の給与改定に伴い、それぞれ人件費分を補正するものであります。

次に6項社会教育費、3目郷土資料館費に10万1千円を追加し、2,344万1千円とするものです。2節給料から4節共済費まで職員の給与改定に伴う人件費分の補正であります。

次に57ページになります。7項1目保健体育費に388万3千円を追加し、5,171万8千円とするものです。11節需用費でスポーツセンターの消防用施設の修理費として、誘導灯の安定器取替並びに非常用放送設備の予備電池交換費用として15万5千円の追加、また、複合施設の紹介用パンフレット2千部の印刷経費として21万円を追加するものです。また、18節備品購入費では、プール用の備品購入費として395万円の追加並びにウォーキングマシンの購入費として入札執行残分ですけれども43万2千円を減額、合わせて351万8千円追加するものであります。なお、プール用備品の整備内容につきましては、教育委員会資料1ページをご覧くださいと思います。以上で教育費の説明を終わらせていただきます。よろしくお願い致します。

◎ 議 長（伊藤政博）

次に歳入、地方債の説明を総務企画課長。

◎ 総務企画課長（手塚恵一）

それでは、4ページをお開きいただきたいと思います。

9款1項1目地方交付税に1,038万2千円を追加し、19億8,876万6千円とするものです。内容は、今回の歳出補正に伴う財源調整として追加するものであります。

次のページです。13款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民営費国庫負担金に77万2千円を追加し、1億1,231万1千円とするものです。児童手当負担金に児童手当の追加に伴う国庫負担金を追加するものであります。

次のページです。2項国庫補助金、1目土木費国庫補助金から628万5千円を減額し、1,797万3千円とするものです。内容は浄化槽設置整備国庫補助金で事業費の見込み減により68万5千円の減。社会資本整備総合交付金では、除雪機械購入費の減により交付金560万円を減額するものであります。

次のページです。3目民生費国庫補助金に92万4千円を追加し、2,895万円とするものです。内容は年金生活者支援給付金事務取扱交付金として追加をするものであります。

次のページです。6目衛生費国庫補助金に19万9千円を追加するものです。内容は、働く世代の女性支援のための推進事業補助金として追加をするものであります。

次のページです。14款道支出金、1項道負担金、1目民生費道負担金から166万3千円を減額し、8,009万6千円とするものであります。内容は児童手当の追加に伴い、道負担金13万1千円の追加。保険基盤安定制度負担金では、後期高齢者医療特別会計繰出金の減に伴い、179万4千円を減額するものです。

次です。2項道補助金、2目民生費道補助金に75万円を追加し、1,441万1千円とするものです。内容は、社会福祉介護保険基盤整備事業道補助金で福祉灯油購入事業にかかる高齢者等の冬の生活支援事業分として追加をするものであります。

次です。3目農林水産業費道補助金に6万1千円を追加し、1億8,987万1千円とするものです。内容は農業費道補助金で事業費の追加により、農地・水保全管理支払事業助成金に1万6千円、食料供給基盤強化特別対策事業補助金に4万5千円をそれぞれ追加するものです。

3項委託金、1目総務費委託金に298万6千円を追加し、1,144万円とするものです。内容は北海道知事及び道議会議員選挙委託金として追加をするものです。

次に16款1項1目寄附金に40万円を追加し、60万円とするものです。内容は、増額が見込まれることから、ふるさと納税寄附金を追加するものであります。

17款繰入金、2項基金繰入金、1目積立金繰入金から1,800万円を減額し、2億375万6千円とするものです。内容はふるさと創生事業基金繰入金及び公共施設等整備基金繰入金で、それぞれ充当予定の事業財源を過疎ソフト事業債及び緊急防災減災事業債に変更するため減額をするものであります。

次のページです。19款諸収入、4項受託事業収入、3目土木費受託事業収入から87万3千円を減額し、1,213万7千円とするものです。内容は町道尾刺線付替工事費の減額に伴うものであります。

次です。5項雑入、1目雑入に4万6千円を追加し、2,726万5千円とするものです。内容につきましては、生き生きふるさと推進事業助成金が交付決定となったことから追加をするものであります。

次のページです。20款1項町債、2目土木債から680万円を減額し、2,870万円とするものです。内容は過疎地域自立促進特別事業債で浄化槽設置整備事業の減により500万円、道路橋梁債では、町道森越稲荷線改良事業の減により80万円をそれぞれ減額し、除雪機械整備事業債では、除雪ドーザ更新事業の減により550万円を減額、公共施設除雪機械購入事業、トラクターであります。これは起債の対象となったことから450万円を追加するものであります。

次に3目教育債80万円を追加し、1,560万円とするものです。内容は過疎地域自立促進特別事業債で知内高校各種検定受講料金助成事業分として採択になったことから追加するものです。

次に10目総務債に1,800万円を追加し、2億6,970万円とするものです。内容は過疎地域自立促進特別事業債で、ふるさと創生事業分として430万円、緊急防災減災事業債で庁舎電気設備改修事業分として270万円、防災行政無線等移設事業分として1,100万円をそれぞれ追加するものであります。

次に3ページをお開きいただきたいと思います。第2表地方債補正で、変更であります。過疎地域自立促進特別事業債5,300万円を限度額5,310万円に、緊急防災減災事業債6,790万円を8,160万円に、道路橋梁債1,080万円を1,000万円に、除雪機械整備事業債1,150万円を1,050万円に、それぞれ変更するものであります。なお、記載の方法、利率、償還の方法については、変更ござ

いません。以上で説明を終わらせていただきます。よろしくお願い致します。

◎ 議 長（伊藤政博）

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑は先例により歳出から款毎に行います。

まず、1款議会費、ありませんか。

（「なし」の声あり）

次に2款総務費。

3番、松井君。

◎ 3 番（松井盛泰）

24ページ、今回、ふるさと納税の関係で謝金出ていますが、歳入との絡みもありますので、その辺をお許しいただきたい。見ますと、総体で60万円寄附金をいただいてその半分を謝金に使うと。そのお礼する中身の問題、いろいろ考えているんだろうと思いますけれども、差し支えなかったらその辺をお知らせをいただきたい。さらには、この60万円の中でですね、教育振興基金に10万円、あとの20万円どっちの方についているんだろうなど。もう1つは、この60万円で何名からいただいているのか、平均したらどのくらいいただいているのか、差し支えなかったらお知らせいただきたい。以上です。

◎ 議 長（伊藤政博）

政策室長。

◎ 総務企画課政策室長（小田島伸二）

只今のふるさと納税に対する謝礼について、ご説明を申し上げます。これまでは、ご承知のとおりいただいたふるさと納税につきましては、教育に使いましょう、子ども達の未来のために使いましょうということで、教育振興基金に全額積み立てるということでございました。当初予算で20万円を見込みまして、全額教育振興基金の20万円を積み立てるという予算を当初予算で持っております。9月の定例会でもですね、一般質問の中でこれまではそのようなことであつたんですけれども、せっかくいただいたものの一部をですね、町の特産品でお返しすることは如何だろうということで、町長の方からもそのような方向性で、新年度から是非、取り組みたいということをお答えしているところでございます。先日ですね、12月1日なんですけれども、TBSの番組のNスタという夕方の番組で、実はこれ北海道では放送されなかったようなんですけれども、町のせっかくそのような取組、特に若い職員が町の振興のためにどういう方向性でやるのかということを中心に真剣に議論している姿が報道していただいた結果ですね、翌日からすごい全国からお問合せをいただいています。昨日現在で、本当に九州・四国・関西方面から合わせまして、電話ですとか、メール、ファクシミリで昨日現在63件のお問合せをいただいております、そのうち20件、現実にじゃあ、知内に寄付を致しますよという申し出をいただいております。放送の中では、新年度から、来年4月からということではお知らせしていたんですけれども、是非、今年からもう既に寄付をしたいよという申し出もいただいておりますので、それらも受けまして、今年試験的にですね、せっかくですので、いただいたものの半分程度を上限として町の特産品をお返ししていこうということを検討しております。その中で、今、考えておりますコースと致しましては、農産品セットコース、ふっくりんこ5kg、知内そば1箱、それとニラ何束か、そのセットが1つコースと、更に水産加工品で漁組で取り扱っているカキですとか、ウニの一夜漬けですとか、ホタテですとか、

ツブですとか、それらも含めた総合的なセットのコース、さらには別なコースと致しまして、三洋食品のスライスサーモンを主体とした三洋食品の製品コース、更にもう1つと致しまして、せっかく今年新たな特産品として釜飯を開発してございますので、その3種類のを1つとしたセット、それらのものからそれぞれ送料込みで5千円未満となるセットコースを想定しておりますので、それらをお返ししていければということ想定した補正の内容でございます。20万円の当初の差額ということでございますけれども、先ほどご説明を申し上げました当初予算で歳入20万円を持ちまして、全額基金の積立てということでございますので、結果、総体的な収入の見込み、60万円のうち30万円は送料と謝金の購入費、残り30万円のうち当初20万円は既に基金の積立予算がありますので、差額の10万円を今回追加的に積み立てたいという内容でございます。1人あたりの寄附金想定額なんですけれども、実はこの中にですね、これらの寄附金を想定する前に実は知内町出身者の方々、首都圏の方から3名、あと函館の方から1件いただいております、そちらの方は平均約3万円程度です。ただ、今回いろいろなお問合せをいただいている、申し出をいただいているのは、ほとんどが1万円ということですね、それらをならしますと、結局1万円の方々が大半を占めるかなという状況でございます。

◎ 議長（伊藤政博）

人数は。

◎ 総務企画課政策室長（小田島伸二）

すみません。今回の補正の中では、実はテレビ放送によるこのほどのお問合せをいただくということを実は想定しておりませんで、これまで町の出身者の方々の平均の寄附金額3万円ということでございましたので、20件を想定して、トータルを60万円程度であろうということで当初20万円を持っておりまして、今回40万円を追加ということだったんですけれども、今、ご説明を申し上げましたとおり、本当に知内の出身ではない方々、九州の方ですとか、四国の方ですとか、そういう方が少額であっても是非、そういう取組をしている町を応援したいよというメッセージをいただいておりますので、件数としては今、何件ということではありませんけれども、大体金額としては60万円程度は何とか今年収入できそうだという見込みでございます。以上です。

◎ 議長（伊藤政博）

3番、松井君。

◎ 3番（松井盛泰）

1万円でも5千円、3万円でも5千円という解釈でいいんですね。あくまでも、2分の1、半分という解釈。わかりました。中に見れば、例えば、ふっくりんこ、ニラ、そばという、今、どこへ行ってもふっくりんこはあちこちでみんな使っているんですよ、知内独自の例えば、ニラだとか、今、そばが新開発しましてですね、値段1箱950円らしいです。これを例えば、5箱やってニラを付けたりとか、また別なものを付けたりとか、そういうことをもう少し知内の産品をふっくりんこはどこでもやっているんだから、これは置いておいて、もう少し産品をですね、言葉悪い、議事録に載ったらちょっとまずいかな、在庫処理みたいな格好になってもかまわないと思うんですよ。とにかく、どんどんどんどん出してですね、商品のPRを含めながらやっていただきたい。今、2番議員の方からもいろいろ質問があるようですから、私ここで止めますけれども、そういうことでひとつ、よろしくお願いを致します。意見のような

格好になりますけれども、その考え方について、ちょっとお尋ねしたいと思います。

◎ 議 長（伊藤政博）

政策室長。

◎ 総務企画課政策室長（小田島伸二）

先ほどのご説明の中でですね、新年度から是非、このようなことを取り組むことに向けまして、本当に若手の職員がいろいろなアイデアを出し合いまして、知内町をどうやってPRしていけるだろうかということを検討してまいりました。先ほどのご説明、農協の部分につきましてはですね、町が一方的にとということではありませんで、農協の方にも今後、このようなことをした場合に農協としてどのようなものを提供していただけるかということも調整した結果でございます、その中に農協のご提案として、ふっくりんことニラとそばというお知らせをいただいて、そのような対応ということなんですが、ただ、本当に今年試験的にこのようなことで進めさせていただいて、きっといろいろな反響を今後いただくとお思いますので、それらのお声もいただきながら、今ご指摘もありましたように、いろいろなバリエーションも今後持ちながら、より知内町のPRにつながるような、また、特産品の販売につながるような制度にしていきたいというふうに考えております。以上です。

◎ 議 長（伊藤政博）

その他ございませんか。質疑。

9番、森永君。

◎ 9 番（森永 勉）

ちょっと今の関連しまして質問させていただきますが、このふるさと納税者に対する税の減免措置がございますよね、今、質問されている方は知内に入ってくることを言っているの、私は今、出て行く部分をちょっとお尋ねしたいんです。うちの町民がどこかにふるさとに納税している場合、町の歳入の関係でどういう影響があるんでしょう。

◎ 議 長（伊藤政博）

政策室長。

◎ 総務企画課政策室長（小田島伸二）

その前に基本的な制度的なことについて前段ご説明を申し上げます。ふるさと納税制度といいますのは、きっとご承知だとは思いますが、2千円を超える部分の寄付額につきまして、所得税で例えば、その方の所得税の適用税率が10%であれば、例えば、3万円ふるさと納税をされた方であれば、所得税の方でまず、3千円税額控除、所得税から控除になります。残り2万8千円がその居住している町の住民税の所得割の方から翌年度に税額控除になるという制度でございます。ですので、もし、知内の方でどちらかの方に、ふるさとでなかったとしてもふるさと納税をされた場合には、同額今の町民税の所得割にかかる部分が翌年度税額控除になることによって、町の減収になるということでもあります。ただ、実態として、町民の方がですね、現実に例えば、函館市だとか、札幌市だとか、ほかの町の方にふるさと納税をしているという実態はまだ掴んでおりませんので、ただ、今後と致しましては、例えば、愛知県のある町でですね、ふるさと納税で相当の収入を期待したところ、実は自分の市民が他町に相当額のふるさと納税をしてしまって、結果、総体的にはマイナスになってしまったということも一部報道されておりますので、そのようなことも今後、有り得るかとは思いますが、ただ、知内町の実態からしてですね、外からいただく方が多いの

かなということは想定しております。

◎ 議長（伊藤政博）

ほかにありませんか。

7番、谷口君。

◎ 7番（谷口康之）

24ページの街路灯の電気料の部分で、今回90万円の補正をしているんですけれども、多分、これは北電さんの値上げの部分だと思うんですけれども、ただ、今回、わかるんですけれども、うちの町の街路灯とか、防犯灯の部分ですね、本当にきちんと機能が100%しているのか、私ちょっと疑問に思うものですから、その辺について、町としてもきちんとそういうものを点検しているのかなと思うんです。その辺、まず、1点お知らせ願いたいと思います。

◎ 議長（伊藤政博）

総務企画課長。

◎ 総務企画課長（手塚恵一）

ご説明致します。街路灯、防犯灯、特に防犯灯なんですか、それぞれ各町内会の方から消えていたりとか、故障したりとかすると、各町内会の方から町の方にも来ますし、町の方でも町内を巡回したおりに発見すれば、町の方で修理の方を手配するという管理はしております。また、街路灯については、町道等であれば、建設水道課の方で管理をして修理をしてございます。

◎ 議長（伊藤政博）

7番、谷口君。

◎ 7番（谷口康之）

それならいいんですけれども、ただ、やはり私が毎朝出かけるときにですね、やはりうちの町内会のある1箇所なんですけれども、常にほかのところはタイマーか何かでやって消えているんですけれども、その街路灯1つだけがいつまでもつきっぱなしになって、こういうあか天気の時でもつきっぱなしになっている部分があるものですから、その辺について、ちゃんと町の方できちんと管理しているのか、それとも、全然町内会からも何もきちんと言っていないのかなと疑問に思ったので、その辺について何も把握はしていなかったんですか。

◎ 議長（伊藤政博）

総務企画課長。

◎ 総務企画課長（手塚恵一）

ご説明致します。今の箇所については、ちょっと私の方では把握してございませんので、あとで教えていただければと思います。ただ、先ほども申しましたが、原則的には町内会の防犯灯については、町内会の方で切れたとか、故障しているとか何とかというのはこちらに報告いただくことになっていきますし、先ほども繰り返しになりますが、町の方でも交通安全等の巡視で回っている際に発見すれば、そういうことで対応しているということをご理解をいただければと思います。

◎ 議長（伊藤政博）

ほかに。1番、西山君。

◎ 1番（西山和夫）

すみません。先ほどのちょっとふるさと納税に戻るんですけれども、確認の意味でお尋ねします。いろいろ製品の詰め合わせあるということなんですけれども、基本的に町

が例えばですよ、例え話として、5 k g 2千円の米があるとすれば、売価ですね、我々一般町民が買う単価、要するに5 k g 2千円で買うということになれば、その産品を町はどういう対応をするんですか。2千円で買い取るんですか。それとも、ある程度、送料込みという話なので、その分をある程度、差し引いた中での業者からの仕入れという形になるのか、まず、仕入れのポイント教えてください。

◎ 議 長（伊藤政博）

政策室長。

◎ 総務企画課政策室長（小田島伸二）

例えば、農産品の場合にですね、今J Aといいますか、コープから購入することを想定しているのですが、この場合に例えば仕入れとしてですね、コープの店舗の価格ではなくて、一部原価ではないでしょうけれども、若干割り引いた価格で仕入れが可能かというのは問合せをしているんですけれども、町が購入ということですから、系統外のためにAコープの店舗で売られている単価で購入してくださいということをお知らせいただいています。

◎ 議 長（伊藤政博）

1番、西山君。

◎ 1 番（西山和夫）

Nスタが漁組に入ったときにどこの放送局だという話の中で、それ全国放送されるのか、道内はちょっと無理だろうという話を聞いたときに、組合の方にお尋ねがあったという感じの中で、じゃあ、単価的にどういう内容で来たんだという話はこれからだという話だったものですから、それで、一部、商工会値段という、要するに組合独自で販売している単価があるんですけれども、その商工会値段でどうなんだという話の中で、自分とのやり取りですよ、あくまでも、自分とのやり取りで、先ほど言うように、米、我々が5 k g 2千円で買うなら、送料込みということであれば、その分をある程度交渉しながら、じゃあ、1, 800円がいいのか、1, 500円がいいのか、その辺は交渉だろうと。まして、マコガレイということになれば、単価的には我々の原価と消費価格の売価とえらい差があるので、そしたら、そういう中で1千円で商工会値段出したとしても、受け取る側は2千円、3千円の高価があったらすごいインパクトだろうと。ただ、それはそしたら浜のため、農家のため、林産業のためになるのかということなんですよ。ある程度、それらを想定した中で還元されるようなある程度単価というのは、それぞれ決めていくべきだろうなという議論をしたところなんですけれども、もう一度、その辺の考え方を。

◎ 議 長（伊藤政博）

政策室長。

◎ 総務企画課政策室長（小田島伸二）

只今、お送りする特産品の購入する単価の考え方ににつきましてなんですけれども、お送りするのが寄付をいただいた方に町の特産品のまず、PRするということが第一の観点なんですけれども、もう1つの観点と致しまして、特産品の販売促進といえますか、一次産業の従事者の方々の所得というか、販売増につながればということも大きな観点かと思われまので、可能な限りそれは定価といいますか、通常店舗で売られている金額、AコープではAコープの単価、漁協の方でも通常売られている単価で、むしろ、買い求めてお送りした方が漁業者の所得の向上にもつながるであろうということで、割り引いて仕入れさせていただくということは、現在想定はしておりません。

以上です。

◎ 議 長（伊藤政博）

1 番、西山君。

◎ 1 番（西山和夫）

すみません。24ページの先ほど出ました防犯灯の電気料なんですけれども、これというのは、防犯灯の数量が増えての電気料アップなのか、それとも、電気料アップの影響なのか、お尋ねします。

◎ 議 長（伊藤政博）

総務企画課長。

◎ 総務企画課政策室長（小田島伸二）

ご説明致します。数量でなくて、北電さんで値上げをした関係もございます。それと、去年から見て若干上がっていたんですが、当初予算である程度、見込まなかったというのもあって、今回、追加をさせていただくものです。

◎ 議 長（伊藤政博）

1 番、西山君。

◎ 1 番（西山和夫）

今回、北電に伴う追加ということでありましてけれども、次年度、予算の中でもう既にいろいろご検討だと思っておりますけれども、今後の考え方として、特に知内小学校、オール電化という中で、当時、記憶では80万円という、年間電気料の使用料80万円という記憶があって、いろいろ他の小学校の灯油と電気と使い分けているところがありますので、知内小学校に関しては、オール電化でという話の中で、それが今後、負担になるのか、ならないのかという話なんですけれども、それらを考えたときに、いろいろ予算の中で、それに対する電気料の高騰に対する策というのはどのような今のところ検討内容、もしあればお知らせいただきたいと思います。

◎ 議 長（伊藤政博）

総務企画課長。

◎ 総務企画課長（手塚恵一）

ご説明致します。今、当町、知内町で使っている電気は全て北海道電力の方から購入してございます。それで、今、電気的自由化もありまして、違う業者の方からも問合せがきております。確かに聞いてみますと、北電さん、現在よりはいくらか安い値段で購入できるということでありまして、うちの方も次年度、その辺、どこから電気を購入するかということで、今、検討をさせていただいております。

◎ 議 長（伊藤政博）

総務企画課長。

◎ 総務企画課長（手塚恵一）

追加でちょっと説明させていただきますが、発電しているのは北海道電力なんですけど、民間事業者が大量に北海道電力から電気を購入して、それをまたいろいろな民間だとか、役場だとかに売ると。そうすると、北電さんから購入するよりも安い単価で販売できるということで、今うちの町にも問合せがきていますので、その辺、検討をしながら可能であれば購入もしていきたいなということで、今、検討しているということです。

◎ 議 長（伊藤政博）

暫時休憩します。

(休憩 午前 11 時 56 分)

(再開 午前 11 時 57 分)

◎ 議 長 (伊藤政博)

休憩を取り消し、会議を再開します。

1 番、西山君。

◎ 1 番 (西山和夫)

そういう方向で削減に向けて努力をされているということなんですけれども、先般、議会研修会でバイオマス発電ということで、特に道東の方で大企業が入って、チップが足りないということで、道南であれば、知内が今、チップ工場を立ち上げたということで、余っているのであればそれを買いたいというお話もありました。ただ、道南全域で考えた場合、そのチップ材、廃材からいろいろあるんでしょうけれども、利用価値が要するに、利用する数量が道南地区は依然としてまだ余る状態にあると。それを何とか有効利用しようということで、知内を含めいろいろこれから検討するんだと思いますけれども、ただ、道東がそういうバイオ発電を作って、業者が知内からチップを外部に出してしまう、ただそれだけでいいのかという、周りの人達の反応を見れば、大して良いことだという反応なんですけれども、自分的にはちょっと係長も言っていましたけれども、できれば、地場でそういうチップ、いろいろなバイオを含めて消費すれば、木材を含めて消費すればいいんだろうと思いますけれども、ただ、今、現状として、じゃあ、道南でどうなんだという、発電基地もありませんし、そういう意味で、議長、もし飛躍しているんだったら止めてください。そういう意味で、ちょっと発電所、道南で作ってもいいんだろうなという気がするんですよ、道南エリアの要するにスギの産地をほとんど占めているわけですから、そういう中で四町なり連携して、渡島、檜山が連携して、それを要するに渡島で集約してチップの利用を図りましょうということで、それを財源に各自治体の収入があるわけですから、自治体の電気料の軽減に結びつけるという方法もひとつだろうと思います。それは課長ともいろいろ議論したんですけれども、なかなか今後の話なので難しいところがありますけれども、ただ、予算、これから組まれるんだと思いますけれども、いろいろ行政は行政なりに自分たちのかまどだけでなく、他町との連携を取りながら、このチップ、道南としてスギをどうするのかという議論をしていただきたいなという予算に向けて要望します。

◎ 議 長 (伊藤政博)

要望として受け止めておきます。ほかに質疑ありませんか。なければ総務費終わります。

次に 3 款民生費。民生費ありませんか。

(「なし」の声あり)

民生費ないようでありますので、民生費を終わります。

次に 4 款衛生費。衛生費ありませんか。

(「なし」の声あり)

ないようでありますので、4 款衛生費を終わります。

次に 6 款農林水産業費。

1 番、西山君。

◎ 1 番 (西山和夫)

39 ページの農地多面的機能の支払交付金負担金についてお尋ねします。これに関

しては、以前、課長の方から説明をいただきました。その中では重々理解しているつもりなんですけれども、ただ、以前、配られた資料の中にちょっと腑に落ちない点が、課長とはやり取りしましたけれども、これをちょっと確認をさせていただきます。この以前配られた交付金制度の事業の目的ということで、26年度経営所得安定対策の米の支払交付金が10aあたり1万5千円から7,500円に軽減されたことを踏まえ、それに変わる農業者への支援策の負担としての取組だということで、結果としては、町をその分、減った分、町の負担金も発生するという考え方なんですけれども、ただ、これは国の制度ですから、どうのこうのとは言いません。ただ、以前、国の制度の中で、国が全面バックアップしていた、それをいろいろ事業の目的を振替えながら、それらを要するに間接的に補てんしようという、どうも自分はそう思えてならないんですね。だから、その制度自体、今これをやろうということ自体にはどうのこうのとは言いません。ただ、国に責任おいて今までやってきたことを地方に預けるといふか、少し負担を強要するという部分、これ以外にも多々そういうのが出てきたら、ちょっと大変だろうなという危惧はしているんですよ。そういう意味で、町長として、これから国にこの制度に関して、もしそういうちょっとでも同じ認識があるのであれば、国に制度の改正を求めるべきだろうと思うんですけれども、その辺。

◎ 議 長 (伊藤政博)

町長。

◎ 町 長 (大野幸孝)

今、1番議員のご指摘でありますけれども、実は担当の方から私も事業の内容を聞いたときに、これというのはおかしいだろうという、実は同じ認識でいるんだろうというふうに思っています。ただですね、今、国の方法としましては、うちが今、4分の1持つんですけれども、600万円持つ、全体の枠でいったらね、そしたら、財源手当どうするといったらまた同じなんですよ、地方交付税でその分は要するに算定していますよ、残りは特別交付税で参入されますよという、これは従来からの国の言い分なんです。ですから、私は基本的には、今の制度というのは、1万5千円のやつを7,500円に減額したから、その部分を別な形でということは理解はするけれども、どうして自治体にその部分を負担させるんだということは、今1番議員のご指摘のとおりだというふうに思っていますので、私も機会を設けてですね、この多面的というのは、すごくいろいろと問題がきっとあるだろうというふうに思っていますし、先般も農事組合の皆様方にお集まりいただいて、個々の取組状況を聞かせていただいたときも、これもですね、その制度自体も本当に皆さん共通認識しているかということもあったものですから、もう少し時間をかけてということを行ったんですけれども、26年度やれるものから手を挙げさせていただいて、それは全体の中で繰り越し、繰り越しておいて、最終的に5年間の清算という話を伺っていますので、今回、補正をさせていただいたことでもあります。それで、今、1番議員が言ったように、制度的にもやはり地元各自自治体に負担をさせるということは、如何なものかというふうに思っていますので、機会を設けてこれは上の方にこの考え方について、私の方からもお話をさせていただければというふうに思っていますし、渡島全体の町村会の中でもひとつ議論として出させてもらえればというふうに思っています。以上です。

◎ 議 長 (伊藤政博)

農林水産業の質疑の途中でありますが、昼食のため暫時休憩致します。

1時より再開致します。

(休憩 午前12時00分)

(再開 午後 1時00分)

◎ 議 長 (伊藤政博)

休憩を取り消し、会議を再開致します。

只今、6款農林水産業費の質疑中であります。質疑を行います。6款農林水産業費、質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

ないようでありますので、終わりました7款商工費です。商工費の質疑お願いします。

(「なし」の声あり)

ないようでありますので、8款土木費。

2番、木村君。

◎ 2 番 (木村 一)

8款土木費、説明資料の建設水道課の方のきらく町道認定路線、これについてちょっと質問したいと思っておりますので。この町道に認定するためには、町内会からの要請とかそういう形で認定するんですか。

◎ 議 長 (伊藤政博)

直接今、予算には関係なくて、別段で議案で出ていますので、そのときに。

ほかに土木費ありませんか。

7番、谷口君。

◎ 7 番 (谷口康之)

45ページの浄化槽の部分でちょっと課長にお伺いしたいんですけども、今回もまた減額になってしまっていて、当初予算を見ますと、5人層、7人層で4基ずつなっておりますけれども、この辺について、7人層の部分丸っきり減額になっているんですけども、この辺のうちの町の現状を分析、どのような形で理解しているんでしょうか。その辺、あるようでしたらお知らせ願いたいと思います。

◎ 議 長 (伊藤政博)

建設水道課長。

◎ 建設水道課長 (佐々木孝幸)

浄化槽の当初予算の人層と基数に関しましては、過去の実績から設定しております。それで、昨年度におきましては、消費税の関係でかなり需要が大きかったというふうに考えております。今後につきましては、やはりそれほど伸びてはいかないだろうというふうに考えておきまして、重内地区におきましても、だいたい家屋の新築、改築に合わせて浄化槽を設置しているという例が多いことからですね、差ほどの伸びはないだろうと思っています。ですから、今後ともPRには努めながらも、今回の減額を見ながら、当初予算を考えていきたいというふうに考えています。

◎ 議 長 (伊藤政博)

7番、谷口君。

◎ 7 番 (谷口康之)

現状を見ますとですね、やはり一般家庭の部分で、5人層、7人層が当然、うちの町のメインになってくると思うんですけども、その辺についてですね、やっぱり助成のあり方、もう少し工夫をして、こっちの方に重点的に配分するとか、そういうも

のは考えられないんですか。どうですか。

◎ 議長（伊藤政博）

建設水道課長。

◎ 建設水道課長（佐々木孝幸）

予算上の積算の根拠として5人層何基、7人層何基というような予算の持ち方はしていますが、予算の執行としては、人層に関係なくですね、全体の予算の中で執行しております。ですから、全体額をどのように設定するかという根拠につきましても、今後とも一応、想定の数は見込みますけれども、基本はやはり一般的に多い5人層、7人層、更には大型工場もありますので、その辺で大目にとっておいて、予算執行に合わせながら補正をしていきたいなというふうに考えます。

◎ 議長（伊藤政博）

ほかに土木費ありませんか。

（「なし」の声あり）

ないようでありますので、土木費を終わりにして、9款消防費。消防費ありませんか。

（「なし」の声あり）

ないようでありますので、消防費を終わりに、10款教育費。

1番、西山君。

◎ 1番（西山和夫）

ちょっと直接議案どうのこうのという問題じゃないんですけれども、57ページで放送設備という感じで出てくるんですけれども、議長、すみません、だめだったら止めてください。教育施設の中で、例えば、知内小学校学芸会、各小学校、湯ノ里小学校、学芸会やります。それで、1年から6年まで壇上で、合唱なり演技なり劇なりやるわけなんですけれども、なかなか後ろの観客席まで届かないという苦情が毎年出ます。それで、今回、公民館でもいろいろ講義やっていますけれども、公民館の音響も悪いという話も出ています。全体的に見直す考えというのはございませんか。

◎ 議長（伊藤政博）

教育次長。

◎ 教育次長（大館光晴）

ご説明致します。館内の放送施設、あるいは、小学校での放送施設ということで、確かに館内であればですね、各種イベントなんかで音質が悪いだとか、あまり聞こえにくいという話は聞いていないんですけれども、音質が悪いだとかいう話は聞いております。ただ、我々の公共施設の中でですね、どの程度までその音質をですね、高密度なものを求めていくべきなのか、あるいは、費用対効果というものを考えまして、放送施設をですね、1つの部分だけ入れ替えればそれが解消されるということでもないんですよ。システム全体を変えなければならないということもありますので、そういったことから考えればですね、ある程度、耐用年数を経過してですね、次にというときにはですね、少しそういう技術も進んでいるでしょうし、コストも下がっているだろうということを予想しながらですね、そういったできうる限りの高音質の良いものということで考えたいと思います。小学校の学芸会で云々という話もありましたけれども、これは直接、私ちょっと伺っておりませんが、その辺ですね、管理者の方にですね、ちょっと確認してみまして、それが小規模といいますか、そういったことを今、申し上げた大規模なものでなくてですね、解消できるとすれば、それは新年

度の方で考えて改善していきたいというふうに考えておりますので、ご理解ください。

◎ 議 長（伊藤政博）

1 番、西山君。

◎ 1 番（西山和夫）

特に学校教育の中で、やっぱり子ども達の劇というのは真剣に見ているわけですし、合唱になれば、それほど抵抗感がないんですけれども、低学年になればなるほど、やっぱり恥ずかしいという思いもありますし、声がどうしても小さい、そして、劇全体を考えた場合の山場というのがあるんですよね、そのときの声ははっきりしないので、前の方はわあっと盛り上がっているんですけれども、後ろまで聞きづらい人はなかなかその場面まで把握できないという、非常にちょっと残念だなという思いがあるんですけれども、教育長は前の席で聞いていますので、その辺の抵抗はないんだろうと思いますけれども、集音、せめて、壇上の集音器を付けるだとか、そういう小さな設備でも可能だと思いますので、是非、自分、今新しい学校建ってから6年、合併の小学生が卒業したから7年目か、7年経つんですけれども、ずっと自分はそういう思いできて、はたりからもちょっと言われた記憶が毎年ありますので、その辺の対応を是非していただければありがたい。当然、涌元小学校も1回しか行きませんでしたけれども、そういう自分の感覚、自分の思いがあったものですからどうなんだろうなという感じでみて、同じような聞こえなんですよ。そういう意味で、もう少しインクルーシブ教育ということで、障がい者にも優しい教育でしょうから、是非、我々にも優しい対応をしていただければありがたいなと思います。

◎ 議 長（伊藤政博）

教育長。

◎ 教育長（田中健一）

今のお尋ねなんですけれども、主音マイクを使っても限界があると思うんですよ。湯ノ里の学校や涌元の学校は、ある程度、人の数が参加者が少ないですから、通りやすいんですけれども、知内小学校の体育館の中になれだけの人数が入ると、かなり吸収されますので、集音マイクを上からぶら下げたり、前においてもちょっと予測はつかないんですが、でも、1回調査しています。それによって、もっとやっぱり子ども達が張り切って元気よくやれば良いことですので、調査をしながら検討させていただきます。

◎ 議 長（伊藤政博）

ほかに教育費ございませんか。

（「なし」の声あり）

ないようでありますので、教育費を終わります。

ほかに歳出全般で質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

内容でありますので、歳出の質疑を終わり、歳入並びに地方債の一括質疑を許します。ありませんか。

（「なし」の声あり）

それでは質疑が内容でありますので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

討論がないようですから、討論を終わります。

これから議案第5号を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

● 議案第6号 平成26年度知内町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)について

◎ 議長(伊藤政博)

次に日程第14、議案第6号、『平成26年度知内町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)について』議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

生活福祉課長。

◎ 生活福祉課長(松崎輝幸)

議案第6号、平成26年度知内町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)について。

平成26年度知内町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

歳出予算の補正です。第1条は、歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分毎の金額並びに補正後の歳出予算の金額は「第1表歳入歳出予算補正」による。

歳出を説明致します。2ページをお開きください。

11款諸支出金、1項償還金、3目償還金に913万円を追加し、913万5千円とするものです。償還金利子及び割引料、国庫補助金精算償還金に平成25年度の額の決定により、913万円を追加するものです。

3ページです。12款予備費、1項予備費、1目予備費に913万円を減額し、1,499万3千円とするものです。予備費より913万円減額するものです。以上で説明を終わらせていただきます。よろしくお願ひします。

◎ 議長(伊藤政博)

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

歳入歳出一括質疑を許します。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

討論がないようですから、討論を終わります。

これから議案第6号を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

● 議案第7号 平成26年度知内町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)

について

◎ 議 長（伊藤政博）

次に日程第15、議案第7号、『平成26年度知内町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について』を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

生活福祉課長。

◎ 生活福祉課長（松崎輝幸）

議案第7号、平成26年度知内町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について。

平成26年度知内町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正です。第1条は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ239万2千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,210万3千円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分毎の金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表歳入歳出予算補正」による。

歳出より説明致しますので、4ページをお開きください。

2款後期高齢者医療広域連合納付金、1項後期高齢者医療広域連合納付金、1目後期高齢者医療広域連合納付金に239万2千円を減額し、5,808万8千円とするものです。19節負担金補助及び交付金、保険基盤安定分、額の確定により239万2千円を減額するものです。引き続き、歳入を説明致します。

3ページをお開きください。3款繰入金、1項一般会計繰入金、1目一般会計繰入金に239万2千円を減額し、2,750万3千円とするものです。保険基盤安定繰入金北海道分として179万4千円の減額。知内分として59万8千円の減額、計239万2千円を減額するものです。以上で説明を終わります。よろしくお願ひします。

◎ 議 長（伊藤政博）

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

歳入歳出一括質疑を許します。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

討論がないようですから、討論を終わります。

これから議案第7号を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

● 議案第8号 平成26年度知内町介護保険特別会計補正予算（第3号）について

◎ 議 長（伊藤政博）

次に日程第16、議案第8号、『平成26年度知内町介護保険特別会計補正予算（第3号）について』議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

生活福祉課長。

◎ 生活福祉課長（松崎輝幸）

議案第8号、平成26年度知内町介護保険特別会計補正予算（第3号）について。

平成26年度知内町介護保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正です。第1条は、既定の保険事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ30万5千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億6,609万6千円とする。

2項としまして、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分毎の金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表歳入歳出予算補正」による。

歳出より説明致しますので、4ページをお開きください。

2款保険給付費、1項保険給付費、1項介護サービス等給付に250万円を減額し、4億1,397万円とするものです。19節負担金補助及び交付金に介護サービス等給付250万円を減額するものです。これは、次の2項の高額介護サービス等給付、1項1目高額介護サービス等給付に不足が見込まれることから介護サービス等給付から組み替えするものです。

続きまして、2款保険給付費、1項高額介護サービス等給付費、1目高額介護サービス等給付費に250万円を追加し、1千万円とするものです。19節負担金補助及び交付金、高額介護サービス等給付に不足が見込まれることから250万円を追加するものです。

続きまして、4款地域支援事業費、1項介護予防事業費、1目特定高齢者施策事業費に19万3千円を追加し、916万7千円とするものです。2節給料から4節共済費の追加につきましては、給与改定によるものです。8節報償費については、事業対象者把握事業の調査員報酬に不足が見込まれることから1万円を追加するものです。

続きまして、7ページ、4款地域支援事業費、2項包括的支援事業費・任意事業費、1目包括的支援事業費に11万2千円を追加し、1,030万7千円とするものです。2節給料から4節共済費の追加については、平成26年度給与改定によるものです。

引き続き、歳入を説明致します。3ページをお開きください。7款繰入金、1項一般会計繰入金、4目その他一般会計繰入金に30万5千円を追加し、1,746万7千円とするものです。事務費繰入金として30万5千円を追加するものです。以上で説明を終わります。よろしくお願ひします。

◎ 議 長（伊藤政博）

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

歳入歳出一括質疑を許します。質疑ありませんか。

1番、西山君。

◎ 1 番（西山和夫）

4ページの給付金について、お尋ねします。介護保険法に基づいて、北海道から12.5%負担している経過がありますけれども、これは年度内に満額入っているんですか。

◎ 議 長（伊藤政博）

生活福祉課長。

◎ 生活福祉課長（松崎輝幸）

ご説明致します。只今、概算です、請求していますので、今後、事業実績によって決算が変わることがあります。以上です。

◎ 議 長（伊藤政博）

1番、西山君。

◎ 1 番（西山和夫）

22年以降ですね、道の想定する伸び率を大幅に上回るということで、各市町村に介護給付を満額年度内に給付できないということで、次年度である程度、確定後に要するにその補てんをしているという現状があるみたいなんですけれども、知内町はどうなのかということなんですけれども、知内町は年度内に満額入っているという理解でいいですか。

◎ 議 長（伊藤政博）

生活福祉課長。

◎ 生活福祉課長（松崎輝幸）

ご説明します。1目の介護サービス給付費と高額サービス給付金の中でですね、その中で年度間で見込まれるところをですね、調整をしながらうちの方でやっていますので、それぞれ交付申請していますので、途中で変更申請という形になりますので、決定額がきて、あとは例えば、交付金のあとでですね、少なくなったとか、返還だとか、繰入金だとか、そういう形になると思いますので、そういうことで、今段階ではそれぞれのものに不足と余るということで調整しております。以上です。

◎ 議 長（伊藤政博）

暫時休憩。

（ 休憩 午後 1時24分 ）

（ 再開 午後 1時27分 ）

◎ 議 長（伊藤政博）

休憩を取り消し、会議を再開します。

生活福祉課長。

◎ 生活福祉課長（松崎輝幸）

ご説明します。先ほどの件につきましては、当該年度です、満額補助金入ってきていませんので、翌年度のときに清算という形で、町の方に迷惑かかっていますけれども、翌年度で清算という形で入ってきていますので、ご了承を願いたいと思います。以上です。

◎ 議 長（伊藤政博）

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

討論がないようですから、討論を終わります。

これから議案第8号を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

● 議案第9号 平成26年度知内町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)について

◎ 議長(伊藤政博)

次に日程第17、議案第9号、『平成26年度知内町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)について』を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

建設水道課長。

◎ 建設水道課長(佐々木孝幸)

議案第9号、平成26年度知内町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)について。

平成26年度知内町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の補正でございます。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ144万6千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億6,921万9千円とする。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分毎の金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表歳入歳出予算補正」による。

歳出からご説明致します。5ページをお開きください。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費に20万6千円を追加し、1,545万円とするものです。2節給料から4節共済費まで給与改定に伴う追加でございます。

次のページ、6ページをお開きください。2目施設維持費に124万円を追加して、5,362万7千円とするものです。これは13節委託料で中ノ川橋添架管実施設計業務委託料として124万円の追加でございます。これは現在進められております中ノ川改修工事により、国道橋が架け替えられることから、現在、国道橋に添架されております下水道管を新たに付設し直すという設計委託料を追加するものでございます。

続きまして、歳入をご説明致します。3ページをお開きください。3款繰入金、1項一般会計繰入金、1目一般会計繰入金で55万6千円を追加し、1億2,946万5千円とするものでございます。

次に4ページでございます。5款諸収入、1項雑入、1目雑入で89万円を追加し、89万1千円とするものでございます。中ノ川橋添架管実施設計業務委託に対して、北海道からの保証金として89万円を追加するものでございます。以上で説明を終わらせていただきます。よろしくお願ひ致します。

◎ 議長(伊藤政博)

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

歳入歳出一括質疑を許します。

3番、松井君。

◎ 3 番 (松井盛泰)

直接本案とはちょっと関係ないのですが、中ノ川橋の話が出ました。今、中ノ川の河川改修が進められていると思うのですが、その進捗状況がわかればお知らせいただきたい。

◎ 議 長 (伊藤政博)

建設水道課長。

◎ 建設水道課長 (佐々木孝幸)

率とか数字的には把握はしておりませんが、今年度につきましては、この国道橋の実施設計、あと、用地の補償関係、進めております。それと、来年度に関しましても、やはり引き続き用地の補償関係に動くというようなことで、北海道の方から報告を受けております。以上でございます。

◎ 議 長 (伊藤政博)

3番、松井君。

◎ 3 番 (松井盛泰)

一説、聞いている話の中では、用地の補償関係というのは丸っきり進んでいないという話を聞いているんですが、それはやっぱり一部では進んでいるという解釈でいいんですか。

◎ 議 長 (伊藤政博)

建設水道課長。

◎ 建設水道課長 (佐々木孝幸)

当初の予定といいますか、昨年度の予定はですね、今年度、国道橋までの用地は全て補償にかけるということだったんですけども、予算が結局、要望額満額付かなかったということがありまして、中ノ川の入口に港橋の周辺だけの用地の交渉をやっております。具体的には、10月から動き出しておりますので、まだ完全に済んでいるというような状態ではございませんが、引き続き3月まで交渉するというふうに聞いております。

◎ 議 長 (伊藤政博)

ほかに質疑ございませんか。

1番、西山君。

◎ 1 番 (西山和夫)

今、課長の説明にあったように、本来の計画であれば、今年度から中ノ川の橋梁下ずっと土地買収なり、工事の進捗状況も見えてくるはずだったんですけども、残念ながら予算が確か半分という記憶をしておりますけれども、それしかつかなかったということで、今いろいろ調査等は目に見えて進んではいるように思います。まして、河川と海との砂の動きだとか、いろいろ調査は入っているのは部会の方で報告を受けながら聞いていますけれども、ただ、用地買収については、組合をはじめまだ全然アポがないという、今12月に動き出したばかりだという話ですけども、最近組合に聞いても全然そういうアポはありませんし、果たして、年度内に、3月までですから年度内というのは、どこまで進むのかなという、なかなか見えてこない。まして、どうしても住居の方々の要するに調査が終わってますので、家屋の、調査等が終わってがんじがらめの状態でやはり計画どおり進んでもらわないと、次の生活があるわけですよ。なかなかそこに踏みきれないという状況があります。それをやっぱりある程度、担保しながら進めていくことが大事なかなと思っています。まして、こうやって橋

梁の工事、果たして、今やっても、今、調査をかけてそしたら実行するのはいつなんだということになれば、今、こういう状況ですから、本来計画であれば、28年度でもう既に完了する予定だったんだらうと思いますけれども、それが30年になるのか、35年になるのか、先が見えないということであれば、尚更そういう地権者等は不安に思うわけですから、せっかく代々交渉してようやく北海道の河川になって、ようやく地権者も納得して動き出したわけですよ。是非、100年、200年の災害ということで、3度、4度来ていますけれども、また次が来たら、大変な住民の苦情になるんじゃないかなという思いがあるものですから、北海道には是非、その辺を含めて早めの実効性をかしていただきたいと思います。

◎ 議長（伊藤政博）

只今、下水道特別会計の質疑中であります。

ほかに質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようでありますので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

討論がないようですから、討論を終わります。

これから議案第9号を採決します。

本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

● 議案第10号 平成26年度知内町水道事業会計補正予算（第4号）について

◎ 議長（伊藤政博）

次に日程第18、議案第10号、『平成26年度知内町水道事業会計補正予算（第4号）について』を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

建設水道課長。

◎ 建設水道課長（佐々木孝幸）

議案第10号、平成26年度知内町水道事業会計補正予算（第4号）について。

第1条、総則でございます。平成26年度知内町水道事業会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

第2条、業務の予定量。平成26年度知内町水道事業会計予算第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

（4）主要な建設改良事業のうち、配水設備改良費に363万円を追加して、2,166万2千円とする。

第3条、収益的収入及び支出。予算第3条に定めた収益的収入及び支出のうち、支出の予定額を次のとおり補正する。

支出でございます。1款水道事業費用、1項営業費用に95万2千円を追加して、1億3,001万6千円とし、1款水道事業費用合計1億848万3千円とするものでございます。

第4条、資本的収入及び支出。予算第4条、本文括弧中「過年度分損益勘定留保資金5,363万8千円」を「過年度分損益勘定留保資金5,531万8千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入でございます。1款資本的収入、3項工事負担金に195万円を追加して、730万円とし、資本的収入合計1億4,986万2千円とするものでございます。

次のページをお開きください。支出でございます。1款資本的支出、1項建設改良費に363万円を追加して、2億518万円とし、1款資本的支出合計2億1,247万4千円とするものでございます。

第5条、議会の議決を経なければ流用することのできない経費。予算第6条に定めた経費の金額を次のように改める。

(1) 職員給与費を35万2千円追加し、3,253万7千円とするものでございます。内容につきましては、平成26年度知内町水道事業会計予算実施計画でご説明致しますので、3ページをお開きください。まず、収益的収入及び支出の支出でございます。1款水道事業費用に95万2千円を追加して、1億848万3千円とするものでございます。内訳は1項営業費用、2目配水及び給水費で72万2千円を追加して、1,352万5千円とするものです。これは給与改定に伴いまして、給料から法定福利費まで合わせて12万2千円を追加し、また、修繕費に不足が見込まれることから60万円を追加するものでございます。また、3目総掛費で給与改定に伴い不足が見込まれることから給料から賞与引当金繰入額まで合わせて23万円を追加して、2,849万8千円とするものでございます。

続きまして、資本的収入及び支出の支出をご説明致します。5ページをお開きください。5ページでございます。1款資本的支出で363万円を追加して、2億1,247万4千円とするものです。内訳は1項建設改良費、2目配水設備改良費に363万円の追加でございます。これは工事請負費に現在重内地区で実施中の道営の農業整備事業に伴いまして、支障となる配水管移設工事に75万円の追加、委託料の方で中ノ川改修工事に伴い実施される国道橋架け替え工事のために発生する水道管の付設替え、この設計委託料として288万円を追加するものでございます。

次に収入をご説明致します。前のページ、4ページをご覧ください。1款資本的収入、3項工事負担金、1目工事負担金で中ノ川橋添架管の実施設計に関する補償金156万円、重内地区の配水管移設工事に関する補償金として39万円、合計195万円を追加して、1款資本的収入合計1億4,986万2千円とするものでございます。以上で説明を終わらせていただきます。よろしくお願い致します。

◎ 議長（伊藤政博）

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

収入支出一括質疑を許します。質疑ありませんか。

9番、森永君。

◎ 9番（森永 勉）

議案とはちょっとずれますが、配水管の関係でお伺いしたいと思いますが、尾刺までいっている配水管、上雷から知内川を横断しているのですが、この管の改修計画というのは、どういうふうになっているんでしょう。

◎ 議長（伊藤政博）

建設水道課長。

◎ 建設水道課長（佐々木孝幸）

尾刺にわたっています配水管、あれは現在、重内頭首工の中に布設しているというふうに承知しております。具体的にこの重内頭首工の中に布設する管でございますので、なかなか改修というのは困難なことだというふうに理解しております。それと合わせまして、尾刺に関しましては、上雷からの一管路しかありませんので、できれば、重内の方から一経路持っていきたいなというふうには考えているんですが、重内の末端の配水管と尾刺の1番入口の管までおよそ1kmでございます。メーター1万円にして1千万円、この辺について現在どの時点でやる必要があるか、重内の頭首工の中にある管、これの老朽度に合わせて計画を練っている最中でございます。いずれにしても将来、何かの手立てをしないと尾刺地区においては非常に問題が出るのかなという認識ではございます。

◎ 議長（伊藤政博）

1番、西山君。

◎ 1番（西山和夫）

中ノ川の添架管の補償金についてお尋ねします。これは、国・道どっちの補償金なんですか。それと、あと支出もありますけれども、全額補償にはならなかったんですか。

◎ 建設水道課長（佐々木孝幸）

この補償金、原資については、国庫のお金になりますが、北海道から水道会計に入るといふ流れになっております。それと、この補償に関していわゆる残っている資産の価値に関して補償するという考えでございますので、建設年度から今までの分については、いわゆる原価償却できているであろうという考えで、その部分については、補償の対象にはなってございません。

◎ 議長（伊藤政博）

1番、西山君。

◎ 1番（西山和夫）

今回は設計委託ということで、設計の部分ですけれども、じゃあ、実際、実施工事が入ったら、それはどのくらいの補助率になるんですか。

◎ 議長（伊藤政博）

建設水道課長。

◎ 建設水道課長（佐々木孝幸）

補償ですので、率でいきますと100%なんですけれども、今まで使っている分について減価償却されているところからおおよそ2割から3割については、これは補償の対象になっておりません。ですから、今回の設計もそうですが、今後やる工事の請負に関しましても、おおよそ2割から3割分に関しては、持ち出しが発生するというふうにご理解いただきたいと思います。

◎ 議長（伊藤政博）

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

討論がないようですから、討論を終わります。

これから議案第10号を採決します。

本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

● 議案第11号 渡島・檜山地方税滞納整理機構規約の変更について

◎ 議長(伊藤政博)

次に日程第19、議案第11号、『渡島・檜山地方税滞納整理機構規約の変更について』を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

総務企画課長。

◎ 総務企画課長(手塚恵一)

議案第11号、渡島・檜山地方税滞納整理機構規約の変更について。

地方自治法(平成22年法律第67号)第286条第1項の規定により、渡島・檜山地方税滞納整理機構規約を次のように変更する。

次のページです。渡島・檜山地方税滞納整理機構規約の一部を変更する規約。

渡島・檜山地方税滞納整理機構規約(平成16年2月24日渡振興第20130号指令)の一部を次のように変更する。

説明につきましては、資料で行いますので、総務企画課資料11、12ページをお開きいただきたいと思います。機構規約の新旧対照表です。機構の議員につきましては、12ページに記載のとおり渡島・檜山を6つの区に分けまして、1名ずつ選出しておりましたが、それを渡島と檜山の2つの区に変更し、渡島から4人、檜山から2人を選出するというものに変更するものであります。

議案に戻っていただきたいと思います。附則と致しまして、施行期日、この規約は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第286条第1項の規定による北海道知事の許可の日から施行するというものであります。以上で説明を終わらせていただきます。よろしくお願い致します。

◎ 議長(伊藤政博)

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

討論がないようですから、討論を終わります。

これから議案第11号を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

● 議案第12号 知内町と奥尻町における電子情報処理組織による戸籍等事務

に関する事務の受託の廃止について

◎ 議 長（伊藤政博）

次に日程第20、議案第12号、『知内町と奥尻町における電子情報処理組織による戸籍等事務に関する事務の受託の廃止について』を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

生活福祉課長。

◎ 生活福祉課長（松崎輝幸）

議案第12号、知内町と奥尻町における電子情報処理組織による戸籍等事務に関する事務の受託の廃止について。

地方自治法第252条の14第2項の規定により、北海道奥尻町から受託した電子情報処理組織による戸籍等事務に関する事務の受託を廃止するものとする。

予算説明資料見だし2の生活福祉課3ページでご説明致しますので、3ページをお開きください。知内町と3町、奥尻、松前、江差における電子情報処理組織による戸籍等事務に関する事務の受託の廃止について経過をご説明します。渡島管内の松前、当町、それから檜山の江差、奥尻の4町は、戸籍事務の電算化が未実施なため、平成25年6月から戸籍事務の電算化についての勉強会、検討会、協議会を開催した結果、サーバー等をですね、共同利用することで合意し、正サーバーと副サーバーをですね、当町に設置の上、3町が事務を委託し、知内町は事務を受託することで協議が整い、今年第1回の定例会において、事務受託する旨の議決を得て、3月27日に関係町村の町長が集まり、函館地方法務局会議において調印書に調印し、翌28日に地方自治法の規定に基づき北海道知事に事務の受託を届け致しました。なお、本年ですね、10月中旬に既に戸籍事務の電算化を単独で運用しています渡島管内の七飯町、鹿部町が平成27年において、サーバー機器の更新する計画があり、共同利用を検討したところ、関係する2町で共同するより6町の共同利用の方が事業費の圧縮が図られることから協議会に打診がありました。4町にとっても共同利用にかかる費用の圧縮になることから共同利用の枠組み化を4町から6町にし、コンピューター室が完備していることや、災害にあった場合のリスクが5町より少ないことを考慮し、正サーバーを七飯町に設置し、七飯町へ事務を委託し、七飯町は事務を委託することで協議会が整いましたので、知内町と3町における電子処理組織による戸籍事務に関する事務の受託を廃止するものです。なお、6町になった場合ですね、若干試算した分があるんですけども、例えば、知内においた場合ですね、サーバー室、今、3階に持つてくるつもりだったんですけども、この費用が540万円くらいかかる予定でした。それと、初期導入の部分で、本サーバーの部分と諸経費の部分で約200万円、うちの町、それぞれの町が少なくなりますので、合わせてほしい1千万円くらい、4町で1千万円くらいの減額になる、ですから1町にすれば250万円くらいの減額というふうになってございます。以上で説明を終わります。よろしくお願ひしたいと思ひます。

◎ 議 長（伊藤政博）

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

討論がないようですから、討論を終わります。

これから議案第12号を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

● 議案第13号 知内町と松前町における電子情報処理組織による戸籍等事務に関する事務の受託の廃止について

◎ 議長(伊藤政博)

次に日程第21、議案第13号、『知内町と松前町における電子情報処理組織による戸籍等事務に関する事務の受託の廃止について』を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

生活福祉課長。

◎ 生活福祉課長(松崎輝幸)

議案第13号、知内町と松前町における電子情報処理組織による戸籍等事務に関する事務の受託の廃止について。

地方自治法第252条の14第2項の規定により、北海道松前町から受託した電子情報処理組織による戸籍等事務に関する事務の受託を廃止するものとする。

議案第12号で説明したとおりですので、説明を省略致します。よろしくお願ひします。

◎ 議長(伊藤政博)

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

討論がないようですから、討論を終わります。

これから議案第13号を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

● 議案第14号 知内町と江差町における電子情報処理組織による戸籍等事務に関する事務の受託の廃止について

◎ 議長(伊藤政博)

次に日程第22、議案第14号、『知内町と江差町における電子情報処理組織によ

る戸籍等事務に関する事務の受託の廃止について』を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

生活福祉課長。

◎ 生活福祉課長（松崎輝幸）

議案第14号、知内町と江差町における電子情報処理組織による戸籍等事務に関する事務の受託の廃止について。

地方自治法第252条の14第2項の規定により、北海道江差町から受託した電子情報処理組織による戸籍等事務に関する事務の受託を廃止するものとする。

議案第12号で説明したとおりですので、説明を省略致します。よろしく申し上げます。

◎ 議長（伊藤政博）

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

討論がないようですから、討論を終わります。

これから議案第14号を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

● 議案第15号 電子情報処理組織による戸籍等事務に係る事務の委託について

◎ 議長（伊藤政博）

次に日程第23、議案第15号、『電子情報処理組織による戸籍等事務にかかる事務の委託について』を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

生活福祉課長。

◎ 生活福祉課長（松崎輝幸）

議案第15号、電子情報処理組織による戸籍等事務にかかる事務の委託について。

地方自治法第252条の14第1項の規定により、電子情報処理組織による戸籍等に係る事務の管理及び執行を北海道七飯町に委託するため、次のように規約を定め、事務を委託する。

戸籍システム電算化共同化については、当町と松前町、江差、奥尻の4町で実施予定でしたが、説明資料の見だし2、生活福祉課の2ページで経過説明したとおり、4町から6町に共同利用の枠組みに変更になり、6町で協議した結果、当初、当町に副サーバーを庁舎内に設置する予定でしたが、6町の中でコンピューター室が完備していることや、災害等のあった場合のリスクが5町より少ないことにより、七飯町に正サーバー及び副サーバーを設置し、事務の委託をするものです。

それでは、規約を説明致します。次のページをお開きください。知内町と七飯町に

おける電子情報処理組織による戸籍等事務にかかる事務の委託に関する規約。

第1条については、趣旨です。第2条については、委託事務の範囲。第3条は、管理及び執行の方法。第4条については、経費の負担。第5条については、委託事務の収支の分別。第6条、決算の場合の措置。第7条については、連絡会議等。第8条、条例等改廃の場合の措置。第9条、委託事務の廃止。

附則としまして、この規約は平成27年1月1日から施行する。以上で説明を終わらせていただきます。よろしく申し上げます。

◎ 議長（伊藤政博）

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

7番、谷口君。

◎ 7番（谷口康之）

12号のときに聞けばよかったんですけども、今回これで条例、規約も出てきたものですから、この中で我々、いつもコンピューターの部分で懸念するのは、情報漏えいとかですね、それから今回のこれを七飯に5町よりリスクが少ないということで、正サーバーを置くことになったんですけども、その部分でですね、やはりこれはいろいろな形でこういうもの、トラブったときの補助的サーバーというんですか、サブサーバーみたいなものとか、そういうやつは全然考えてなかったのか。それとも、あくまで5町がそれを担う形で持っているのか、その辺、お知らせ願いたいと思います。

◎ 議長（伊藤政博）

生活福祉課長。

◎ 生活福祉課長（松崎輝幸）

ご説明致します。まず、1点目の個人のものがいっぱい詰まっています。6町の詰まっていますので、その部分については、LGラインとかそういうラインのですね、ほかの部分には漏れない回線を使いますので、それは税情報の住基ネットと同じですので、そのラインを使います。それから、コンピュータの正サーバーがあって、副サーバー、万が一の場合、副サーバーをそこに七飯町、2つ持っています。それでだめであれば業者がですね、もう1つ業者が副サーバーを持っていますので、2重、3重のそういうことになっていますので、そういう心配はないと思われれます。以上です。

◎ 議長（伊藤政博）

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

討論がないようですから、討論を終わります。

これから議案第15号を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

● 議案第16号 知内町国民健康保険条例の一部を改正する条例について

◎ 議 長（伊藤政博）

次に日程第24、議案第16号、『知内町国民健康保険条例の一部を改正する条例について』を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

生活福祉課長。

◎ 生活福祉課長（松崎輝幸）

議案第16号、知内町国民健康保険条例の一部を改正する条例について。

知内町国民健康保険条例の一部を次のように改正する。

予算説明資料見だし2の生活福祉課の2ページをご覧ください。

この条例はですね、出産育児一時金の額の支給の上限を上げるというふうになっています。現行は出産育児一時金として39万円を改正としまして40万4千円に引き上げるというふうになっております。

議案にお戻りください。知内町国民健康保険条例の一部を改正する条例。

知内町国民健康保険条例（昭和34年条例第15号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中、「39万円」を「40万4千円」に改める。

附則としまして、この条例は、平成27年1月1日から施行する。以上で説明を終わります。よろしくお願ひします。

◎ 議 長（伊藤政博）

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。1番、西山君。

◎ 1 番（西山和夫）

出産一時金を39万円から40万4千円に上げるということでありますけれども、この下の方、第36条の規定を勘案し、必要と認めるときはその上限として3万円まで上げられるという。これに則ったということでは理解していいですか。もし、そうだとすれば、その36条の規定というのはどういうことを指すのか、ちょっと見ても出てこないんですけれども、端的にちょっと説明をお願いします。

◎ 議 長（伊藤政博）

生活福祉課長。

◎ 生活福祉課長（松崎輝幸）

ご説明致します。3万円ですね、3万円の上限を加算するというふうになっています。36条で。これはですね、保険、今までですね、出産のためのちょっと今、名前忘れちゃったけれども、そのために保険が取られているわけです。その分が現在3万円でしたけれども、1月1日からこの分の上げた分の保険料が下がりますして1万6千円に下がるわけです。その分でトータル的には42万円というふうになりますので、そこは一応、3万円を上限にするのは改正をしなくてもよろしいということですので、ご了承願ひたいと思います。以上です。

◎ 議 長（伊藤政博）

1番、西山君。

◎ 1 番（西山和夫）

うまく言えないんだけど、その36条の規定を勘案し、必要と認めるときは、この上限として3万円までできるよと。今、理由を述べてもらったと思うんですけども、その36条の規定に基づいてということなんですけれども、その内容を端的に。

◎ 議 長（伊藤政博）

暫時休憩します。

（ 休憩 午後 2時00分 ）

（ 再開 午後 2時03分 ）

◎ 議 長（伊藤政博）

休憩を取り消し、会議を再開します。

ほかに質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

討論がないようでありますので、討論を終わります。

これから議案第16号を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで、暫時休憩致します。2時15分の再開とします。

（ 休憩 午後 2時04分 ）

（ 再開 午後 2時15分 ）

◎ 議 長（伊藤政博）

休憩を取り消し、会議を再開します。

● 議案第17号 知内町複合施設条例の制定について

◎ 議 長（伊藤政博）

次に日程第25、議案第17号、『知内町複合施設条例の制定について』を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

副町長。

◎ 副 町 長（網野 真）

議案第17号、知内町複合施設条例の制定について。

知内町複合施設条例を次のように制定する。

本条例制定の趣旨につきましては、現在建設中であります町民プール・子ども交流センターの複合施設が来年1月末に竣工予定であることから、施設の設置目的や名称、位置等について定めるものであります。

まず、第1条であります。設置の目的です。

第2条は、名称及び位置であります。複合施設を構成する施設として、第1号、第1町民プール、第2号、知内町学童保育であり、位置につきましては、記載のとおり、知内町字重内21番地1であります。

第3条の管理運営であります。第1町民プール・学童保育とも、いずれもそれぞれの条例の定めるところによるということでもあります。

附則として、この条例は、平成27年2月1日から施行する。ただし、第2条第2

項の規定については、平成27年4月1日から施行する。以上で、議案第17号、知内町複合施設条例の説明を終わらせていただきます。ご審議の程よろしくお願い致します。

◎ 議長（伊藤政博）

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

1番、西山君。

◎ 1番（西山和夫）

広報等で遊泳館という名称が決まりました。この複合施設条例の中にはそういう愛称というか、そういう名前は使う気はなかったんですか。

◎ 議長（伊藤政博）

教育次長。

◎ 教育次長（大館光晴）

ご説明致します。先般、各委員さんにお集まりいただきまして、町民各位お集まりいただきまして、遊泳館ということで、愛称ということで決定をさせていただきました。条例等につきましてはですね、正式なといいますか、町として正式な名称ということでプールについていえば、第1知内町民プールということで今回条例を制定をさせていただいております。愛称というのは、第1町民プールというよりもですね、町民の皆さん、あるいは、他町の利用者についてもですね、親しみがあって覚えやすいということを目指してですね、付けた呼称ですので、これから設置運営するにあたってですね、そういった俗称というか、愛称はこうですよということアピールしながら、コマーシャルしながらそういうことでもって名称のあれを図っていきたくていきたくてというふうに考えています。

◎ 議長（伊藤政博）

1番、西山君。

◎ 1番（西山和夫）

確かに愛称ということで、正式名称とはまた違うんだろうという区分けでしょうけれども、ただ、知内町複合施設条例ということで謳うわけですから、知内町複合遊泳館条例でもよかったんじゃないのかなと。確かに内部的には、プールと学童施設が分かれるということですけども、遊泳館という名称の経緯は、あくまでも2つ一緒になっているので、どういう愛称、ニックネームがいいかという検討だったわけですから、複合施設とここで謳っているわけですから、複合施設（遊泳館）くらいは入れてもいいのかなという気はするんですけども、その辺の考え方。

◎ 議長（伊藤政博）

教育次長。

◎ 教育次長（大館光晴）

先ほどの答弁とまた重なって恐縮ですけども、機会あるごとといたしますか、その施設を実際に運用をしてですね、その中で呼称ということで、愛称ということでですね、それを広くアピールしていきたいというふうに考えております。正式な名称というのは、やはりこういった第1知内町民プールということでやっていきたいと考えておりますので、よろしくお願い致します。

◎ 議長（伊藤政博）

ほかに質疑ございませんか。

1 番、西山君。

◎ 1 番（西山和夫）

第1 町民プールの管理運営の案について、遊泳時間等いろいろ幼児のあるわけですが、考え方として、ここに使用料の徴収という項目があります。それで、町内高校生以下は無料だと。ただし、町外であれば、100円から200円かかるんだよという話を伺いました。それで、その説明の中でもいろいろ質疑したんですけども、端的にお尋ねします。町外高校生以下も無料にすることに修正できないか、お尋ねします。

◎ 議 長（伊藤政博）

教育次長。

◎ 教育次長（大館光晴）

利用料につきましてはですね、これから関係団体、あるいは、町民の皆さんとですね、ご相談をしながら、決定をさせていただきたいということでこの前、お話をちらっとさせていただきました。今、具体的にですね、こうですよということはまだこの場では申し上げられませんけれども、基本的には今までの施設と違ってですね、利用時間も長くまたその利用期間も長いと、しかも、加温してやるということで利用者の便益というのはかなり向上されるというふうに考えておりますので、それに応じた負担ということをこれから考えて議論させていただきたいというふうに思っております。以上です。

◎ 議 長（伊藤政博）

1 番、西山君。

◎ 1 番（西山和夫）

議論の中でもいろいろお話をさせていただきました。ただ、バイオマス燃料、チップを使って大々的ということ、町長もテレビ等に出ながら、いろいろアピールしております。まして、このプールというのは、なかなか温水にしたからといってすぐ効果が現れる、利用増に拡大するかといえば、結果見なければわからない部分も多々あるだろうと思います。まして、知内町ということ考えれば、高校もあるわけで、知内高校に通っている人は無料という中で、福島、木古内、いろいろ近隣からも生徒来ているわけですね、まして、小学校も行き来しながら交流している方々もおります。その過程の中で、どうしても友達というのは付いてくるわけですね。行かないかと言えば、多分、興味あるから行ってみるかという話にもなるだろうと思いますので、片一方は、そういう券を発行しながら町民の無料の券を出して、片一方は、友達として来てもらったという、その人には100円から200円課すわけですね。ただ、町民プールを今後、長く利用していただくという意味での宣伝効果というのは多々あるだろうと思うんですよ。まして、町民プールが賑わうことによって、いろいろまだまだ様々なやり方もできるだろうし、そういう波及効果もあるだろうと考えますので、是非、高校生以下、町外も無料にさせていただきたいなという思いでありますので、是非、検討をよろしくお願いします。

◎ 議 長（伊藤政博）

3 番、松井君。

◎ 3 番（松井盛泰）

案だから、案のときに私、欠席をしていたんですが、ただ、知内のいろいろな施設、料金のもらっているところと、もらっていないところがあるんですね。これはやはり

是正すべきだし、いろいろな施設、やっぱり料金をもらうというのは如何なものかなと。料金をもらわないで自由に利用させることがまさしく住民サービスの一環ではないだろうかと思うのですが、それらこれから決めるときにこれらも全て勘案しながら、ひとつ検討いただきたいと。以上、終わります。

◎ 議長（伊藤政博）

答弁はいいですか、その点について。

1番、西山君。

◎ 1番（西山和夫）

この施設を建てることによって、補助金を活用したわけですが、この補助金の中身として、いわばプール作りますよね、そして、プールの利用者、それが年間何百人利用しなさいという、何か補助をもらうために謳い文句があるんですか。ちょっと耳にしたものですから、その辺あれば。

◎ 議長（伊藤政博）

スポーツセンター長。

◎ スポーツセンター長（上村政美）

ご説明致します。林政係の方で国の方に補助金申請をしているわけですが、その中で、利用計画を想定したものがございまして。この中ではですね、年間約9,500人の利用を見込んでおります。ただ、これはですね、町内の方とあるいは、町外から利用された方ですね、この比較でいきますと、町外からより遠くからですね、来ていただきますと、ポイントが上がるという見方になっております。したがって、とりあえず、約9,500名ということでありまして、利用者がどこから来るかということによってはですね、下がっていくということになるような計画になっております。以上です。

◎ 議長（伊藤政博）

1番、西山君。

◎ 1番（西山和夫）

利用計画の中で9,500人、端的に聞きます。その町外の方が利用すればポイントが上がるというのは理解しますが、この9,500人目安にして、それを下回れば、補助金どうのこうのという何か罰則みたいなものあるんですか。それとも、これはあくまでも基準の中で別に大した問題ではないという捉え方でいいのか、お尋ねします。

◎ 議長（伊藤政博）

産業振興課長。

◎ 産業振興課長（西野俊一）

すみません。資料今、手元にありませんので、後ほどご説明させていただきます。

◎ 議長（伊藤政博）

暫時休憩します。

（ 休憩 午後 2時30分 ）

（ 再開 午後 2時34分 ）

◎ 議長（伊藤政博）

休憩を取り消し、会議を再開します。

ほかに質疑ございませんか。

1番、西山君。

◎ 1 番 (西山和夫)

利用計画で9, 500人見込んで、現状であれば、確かに利用数だとか、温水ではありませんでしたので、その辺を加味して、1, 000人から1, 500人ということでしたけれども、それをプラス時期的なもの、温水効果等を見張っても9, 500人というのはかなり高いハードルだろうと思うんですよ。そういう意味では、先ほど言うように、やっぱりある程度、宣伝効果があるのであれば、町外の小学校プラス、そういう高校生の友達、町外のプラス、いろいろ考えて、ある程度、町長はビーバイシーで直ちに補助金返せという話にはならないということでしたけれども、やっぱり努力目標というものがあるのであれば、それに近づけるような方法として町も政策として考えていかなければならないだろうと思っていますので、その辺はやっぱりどうなんでしょう、教育長。やはりもう少し見直すべきところは多々あるんじゃないかと考えますけれども。

◎ 議 長 (伊藤政博)

教育長。

◎ 教 育 長 (田中健一)

すごく申し上げづらくていたんですけれども、実はこの9, 500というのは、子どもが入らないんです。大人なんです。すごくお話がしづらくて今いたんですけれども、ですから、子どもが有料であろうが、無料であろうが、この9, 500という数に入らないと聞いていたものですから、我々にとっても確かにハードルは高いのは端から承知の上でいたことであって、先ほど皆さんおっしゃっているように、宣伝効果と利用状況をどう高めるかということが大きな課題であって、ですから、金額を無料にするとか、しない以前のところが一番大きな問題として受け止めてもらえれば、大変ありがたいと思っています。今回この町外からの子ども達からお金を取ろうという判断に至ったのは、確かに二段構えでもいいのかなと思ったんです。町の有料の施設もありますし、それから、燃料も使っていますし、ある程度、料金も発生させながら利用状況を高めていって、具体的にポイントはやっぱり大人の人達を如何にどういう教室で作りながら呼び込むかということがポイントになりますので、そういう考え方でここに至ったものですから、ここをご理解してもらえればありがたいと思います。

◎ 議 長 (伊藤政博)

1番、西山君。

◎ 1 番 (西山和夫)

これに子どもが入らないで大人の理由で9, 500人という、これ建てる以前にやっぱりそういう情報を我々に示すべきだろうと思うんですよ。自分も委員会からちょっと寝耳に水という感じで、そういう利用計画があるんだよと聞いて、ハードル高いよという話を聞いたものですから、そこには情報提供しているわけですよ。どうも建ててしまって今、これからどうしようかと考える段階でそんなことを言われて、果たして、どうなんだろうなという思いがあります。ちょっと遺憾な気持ちで今おります。それだけです。

◎ 議 長 (伊藤政博)

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑がないようでありますので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

討論がないようですから、討論を終わります。

これから議案第17号を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

● 議案第18号 知内町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について

◎ 議 長 (伊藤政博)

次に日程第26、議案第18号、『知内町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について』を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

副町長。

◎ 副 町 長 (網野 真)

議案第18号、知内町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について。

知内町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例を次のように制定する。

本条例制定の趣旨につきましては、子ども子育て関連3法の成立に伴い、質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供を目的に幼児期の学校教育と保育の一体提供に向け、幼稚園と保育所の機能を併せ持つ認定こども園制度の改正がなされ、幼保連携型認定子ども園の施設設置手続の簡素化や認定子ども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付体制が創設されたことから、本条例でそれぞれの施設、事業について、利用定員や運営に関する基準等について定めるものであります。

条例の内容につきましては、生活福祉課長から説明をさせていただきます。

◎ 議 長 (伊藤政博)

生活福祉課長。

◎ 生活福祉課長 (松崎輝幸)

それでは、予算説明資料見だし2の生活福祉課4ページでご説明させていただきますので、4ページをお開きください。

4ページですけれども、子ども子育て支援新制度にかかる各基準条例のまず概要についてご説明致します。

1つ目としては、新制度の目的については、大きく3本の柱に分かれています。1つ目として、質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供。その中でも、幼児期の学校教育と保育の一体提供に向けての幼稚園・保育所機能を合わせもつ「認定こども園」制度が改正されます。もう1つとして、幼保連携型認定こども園については、これまで複雑であった施設設置の手続の簡素化。認定子ども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付体制が創設されるということになっています。

2つ目として、保育の量的拡大、確保ということで、報道等で待機児童の解消ということとなっております。保育の量や種類を拡充するための保育所の認可制度の見直

しにより、小規模保育、家庭的保育を給付体系に組み入れるなど、きめ細かい教育、それから、保育事業を展開を促進させるとともに保育の質の確保と職員の処遇の改善量的改善と質の改善を図るということを2つ目として謳っています。

3つ目として、地域の子ども子育て支援の充実ということで、地域における多様な子育て支援ニーズに応えるために、放課後児童クラブ、当町では学童保育です。乳児家庭全戸訪問事業、それから、地域子育て支援拠点事業、妊婦の健康診査など、様々なサービスの拡充が図れているということで、3本に大きく分かれています。これに伴いまして、関連法令ですけれども、子ども子育て関連3法ということで、1つ目として、子ども子育て支援法、2つ目として、認定子ども園法の一部改正する法律。それと、関係法律と整備等に関する法律ということで、児童福祉法等の改正になっています。

それで、知内町が定める基本条例は、只今上程しました知内町特別教育保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例。後ほど出てきますけれども、知内町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例、3つ目として、知内町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例ということで、3本出てきます。これは国の基準に従わなければならない事項、または、参酌しなければならない事項で構成されており、そのうちの参酌しなければならない事項については、知内町においては、それを変更する特別な事情がないため、国の基準どおりとすることとしております。

次のページ、5ページをお開きください。それでは、条例についてのご説明を致します。5ページの特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準。該当する施設及び事業ということで、特定教育・保育施設と特定地域型保育事業、これ2つに分かれます。それで、特定教育・保育施設としましては、条例の2条にあります、要するに幼稚園、保育所、認定こども園を謳っております。特定地域型保育事業は、2条の方には、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育業、事業所内保育事業ということで、それぞれ分かれております。それでは、特定運営基準に対する特定教育保育施設の主な事項をご説明致します。左側の方です。特定教育保育施設、第4条と致しまして、利用定員に関する基準を書かれております。利用の定員、子どもの区分ということで掲載になっております。それから、運営に関する基準、これは第5条から第34条まで書かれておりますけれども、内容及び手続の説明及び同意、正当な理由のない提供拒否の禁止等、あっせん、調整及び要請に対する協力、受給資格等の確認、小学校等の連携、それから特定教育・保育の提供の記録、利用者負担額等の受領、施設型給付等の額によるかかる通知等、特定教育・保育の取扱い方針、勤務体制の確保等、利用定員の遵守、秘密保持等、事故発生の防止及び発生時の対応ということで、只今申し上げました基準、第5条から第30条がこの中に書かれております。その下の特例施設型給付等に関する基準ですけれども、これは法の第35条36条に記載のものです。そのうちの特別利用保育の基準、第35条がそれになっております。それと、特別利用の教育の基準ということで、36条に書かれております。続きまして、右側の方です。特定地域型保育事業、利用定員に関する基準、これは第37条に利用の定員、子どもの区分を書かれております。それから、運営に関する基準は、第38条から第50条まで、内容及び手続の説明及び同意、正当な理由のない提供拒否の禁止等、あっせん、調整及び要請に対する協力、特定教育・保育施設等との連携、利用者負担等の受領、特定地域型保育の取扱い方針、特定地域型保育に関する

評価等、勤務体制の確保等、利用定員の遵守、記録の整備、秘密保持等、事故発生の防止及び発生時の対応の基準がこの第38条から50条の中に書かれております。その下ですけれども、特定地域型保育給付費に関する基準は、第51条と第52条に書かれております。第51条は、特別利用地域型保育の基準、第52条は、特定利用地域型保育の基準ということで書かれております。

それでは、議案に戻りまして、22ページをお開きください。附則としまして、施行期日、第1条、この条例は、法の施行の日から施行する。

第2条としまして、特定保育に関する特例。第3条、施設型給付等に関する経過措置、第4条の小規模保育事業C型の利用定員に関する経過措置、第5条の連携施設に関する経過措置、それぞれ附則として追加するものです。簡単ですが、以上で説明を終わります。よろしくお願ひします。

◎ 議長（伊藤政博）

ちょっと字句の確認だけど、5ページ目、説明資料の左側の一番下、特別利用保育の基準、その下も特別利用保育の基準だけど、片方は特定でないの、これ。右側と対比すると。訂正ちゃんとお願ひします。生活福祉課長。いいのか。何でじゃあ、同じ項目に同じ言葉が2つ並ぶ。教育と保育と。わかった。失礼しました。

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

1番、西山君。

◎ 1番（西山和夫）

説明資料の4ページで、保育の質とあります。1つこの中で確認できるのは、保育の質の確保のための職員の処遇という、これも保育の質の1つだとは思いますが、町で想定している保育の質というのは、ほかにどういうことが上げられるのか。

◎ 議長（伊藤政博）

暫時休憩します。

（ 休憩 午後 2時49分 ）

（ 再開 午後 2時51分 ）

◎ 議長（伊藤政博）

休憩を取り消し、会議を再開します。

只今1番議員の質疑は取り消すということでありますので、そのように取扱い致します。ほかに質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようでありますので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

討論がないようですから、討論を終わります。

これから議案第18号を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

● 議案第19号 知内町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定め

る条例の制定について

◎ 議 長（伊藤政博）

次に日程第 27、議案第 19 号、『知内町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について』を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

副町長。

◎ 副 町 長（網野 真）

議案第 19 号、知内町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について。

知内町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例を次のように制定する。

本条例制定の趣旨について、ご説明を申し上げます。子ども子育て関連 3 法の成立に伴い保育の量や種類を拡充するため、保育所認可制度の見直しにより小規模保育、家庭的保育等を給付体系に組み入れるなどのきめ細かい教育・保育事業の展開促進が図られることとなり、保育の質の確保のための職員の処遇改善など、量的拡充と質の改善のため、本条例で家庭的保育事業等の設備及び職員配置等の基準について定めるものであります。条例内容につきましては、生活福祉課長より説明をさせていただきます。

◎ 議 長（伊藤政博）

生活福祉課長。

◎ 生活福祉課長（松崎輝幸）

それでは、この基準については、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問 A 型保育事業、事業所内保育事業、4 種類からなっています。今後、知内町においても、開設する事業者、または個人がいた場合の基準です。

それでは、予算説明資料、生活福祉課の見だし 2 の 6 ページでご説明致しますので、6 ページをお開きください。家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準。

第 1 条から 21 条までは、総則ということで記載しております。次の分類の家庭的保育事業、これは第 22 条から第 26 条まで書かれています。基準としての規定、主な事項ということで、乳児の保育室の面積は 9.9 m²以上、衛生的な調理設備及び便所の設置、満 2 歳以上幼児 1 人あたりの 3.3 m²以上の屋外遊技場の設置、火災報知器の設置と火災避難訓練の実施、家庭的保育者、嘱託医、調理員の配置、保育人数及び保育時間の規定ということで、22 条から 26 条まで書かれています。次に小規模保育事業、これは 27 条から 36 条まで書かれていまして、この中では、A 型、B 型、C 型というふうに小規模の保育事業は分かれています。それで、A 型については、全て保育士でなければならないというふうになっております。これは 28 条から 30 条、B 型については、保育士の 2 分の 1 以上が 31 条、32 条に書かれています。それから、C 型は必要な研修を終了した保育士、または保育士と同等以上の知識等を有する町長が認める者ということで、第 33 条から 36 条に書かれています。調理の方ですけれども、自園調理ということで、ただし、一定の要件により外部委託、または連携施設、社会福祉施設、病院からの搬入を認めるということになっております。続きまして、居宅訪問型保育事業、これは 37 条から 41 条に書かれています。中身は具体的保育要件に規定ということで、37 条、38 条、保育人数の規定という

ことで、39条に書かれております。事業者内保育事業については、42条から48条、これは20人以上と19人以下で分かれていまして、20人以上の場合の設備、乳児室は1.65㎡以上、保育室は3.3㎡以上、保育室が1.98㎡以上ということで、第43条の方に書かれております。19人以下乳児保育及び保育室ということで、3.3㎡以上、保育室1.98㎡以上ということで、第47条に書かれております。その他に利用定員、地域受入枠の規定ということで、42条と47条の方に書かれております。調理はですね、自園調理、ただし、一定の要件により外部委託から、または連携施設、社会福祉施設、病院から搬入を認めるということになっています。

それでは、議案に戻りまして、22ページをお開きください。附則としまして、第1条、施行期日ですけれども、この条例は、子ども子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行の日から施行する。第2条、食事の提供の経過措置。第3条連携施設に関する経過措置。第4条の小規模保育事業B型及び小規模事業、町内保育事業の職員に関する経過措置。第5条の小規模保育事業C型の利用に関する経過措置。それぞれ附則として追加するものです。以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

◎ 議 長（伊藤政博）

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。
質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようでありますので、これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

討論がないようですから、討論を終わります。
これから議案第19号を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

● 議案第20号 知内町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

◎ 議 長（伊藤政博）

次に日程第28、議案第20号、『知内町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について』を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

副町長。

◎ 副 町 長（網野 真）

議案第20号、知内町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について。

知内町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を次のように制定する。

本条例制定の趣旨でございます。子ども子育て関連3法の成立に伴い、地域における多様な子育て支援ニーズに応えるため、放課後児童クラブ、本町では学童保育を開設してございますが、このサービスの拡充を図ることとしており、本条例では、放課後児童健全育成事業の運営方針や設備、職員更には管理運営等に関する基準を定めるものであります。条例の内容につきましては、生活福祉課長より説明を致します。

◎ 議 長（伊藤政博）

生活福祉課長。

◎ 生活福祉課長（松崎輝幸）

この条例は、児童福祉法の規定に基づき、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定めるものですが、分類として、大きく3つに分かれています。運営方針の基準、施設と教育の基準、管理運営に関する基準からなっております。

それでは、予算説明資料見だし2の生活福祉課の7ページでご説明させていただきます。7ページをお開きください。放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準、第1条、第2条は、趣旨及び定義でございます。分類としまして、運営方針の基準、第3条から第8条、基準としての規定する主な事項ということで、最低基準の目的と向上の規定、事業者の責務、放課後児童健全育成事業の一般原則、設備と職員の基準については、第9条から第10条、これについては、専用の区画面積は、児童1人につき概ね1.65㎡以上、支援の単位毎の放課後児童の支援数、放課後児童支援の資格をここに書かれています。管理運営に関する基準ですが、法第11条から21条まで記載しております。主なものですが、利用者を平等に取り扱う原則、虐待等の禁止、衛生管理等施設の目的、運営方針、職員の職種、職員の数の重要事項を定めた運用規定の策定、秘密保持、苦情への対応、開所時期及び日数、保護者との連絡、関係機関との連携、事故発生への対応ということになっております。

それでは、議案に戻りまして、6ページをお開きください。

附則としまして、第1条、施行日ですが、この条例は、子ども子育て支援法及び就学子どもに関する教育、保育の総合的な推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行の日から施行する。

第2条、職員に関する経過措置については、附則として追加するものです。以上で説明を終わります。よろしく申し上げます。

◎ 議 長（伊藤政博）

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようでありますので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

討論がないようですから、討論を終わります。

これから議案第20号を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

● 議案第 21 号 知内町学童保育条例の一部を改正する条例について

◎ 議 長（伊藤政博）

次に日程第 29、議案第 21 号、『知内町学童保育条例の一部を改正する条例について』を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

生活福祉課長。

◎ 生活福祉課長（松崎輝幸）

議案第 21 号、知内町学童保育条例の一部を改正する条例について。

知内町学童保育条例の一部を次のように改正する。

この条例の一部改正については、知内町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例に基づき、一部を改正するものです。

予算説明資料見だし 2 の生活福祉課の 8 ページでご説明致しますので、8 ページをお開きください。知内町学童保育条例、新旧対照表でご説明致します。

まず、第 1 条のこの条例は現行ですけれども、「知内町立小学校低学年」を削除します。

それから、第 2 条の名称、設置及び定員ですけれども、「設置場所、知内町字重内 21 番地の 1、知内町中央公民館内、定員 30 名」を「設置場所、知内町字重内 21 番地の 1、知内町複合施設内、定員を 40 名」ということで改正したいと思います。

それから、第 3 条の現行「小学校 3 年生以下の児童」これを削除します。

それから、第 4 条、「指導員」とあるものを「支援員」に置き換えます。「学童保育をするための指導（指導員）」、これを以下「支援員」に改正するものです。

それから、第 4 条の 2 項としまして、指導員の保育の資格のある者又は学童の指導について知識経験を有する者のうちから、町長が任命する。」を改正としてまして、支援員は知内町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例第 10 条の規定する者のうちから、町長が任命する。」に改正するものです。

それから、第 5 条第 3 項、同一世帯から 2 人以上の学童が入所したときは、2 人目からそれぞれの保育料の額の 2 分の 1 の額とするものを同一世帯から 2 人以上の学童が入所したときは、2 人目からは 1 人につき、月額 2,500 円を上限とするに改正するものです。

それでは、条例の方に戻ってください。議案の方に戻りまして、知内町学童保育条例の一部を改正する条例。附則として、この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。以上で説明を終わります。よろしくお願ひします。

◎ 議 長（伊藤政博）

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

1 番、西山君。

◎ 1 番（西山和夫）

指導員を支援員に改めまして、そして、知識経験を有する者がなくなりました。それで、先ほどの条例の中で、職員という形で、(1) から (9) まで明確にされたということで、いつも知識経験ということで議論するんですけども、こうして明確に職員を定めてもらえれば、大変、理解しやすい条例になるのかなと思っていますので、今後とも知識経験については議論していただきたいと思います。それで、お尋ねしま

す。「小学校3年生以下」を省くということで、定員が30名から40名の中で運営をするということですが、以前、この複合施設を建てたときに、知内町だけでなく、湯ノ里、涌元、他地区からも迎え入れるんだという話の中で、この建物を建設したと思いますけれども、今、30名から定員を40名に増やし、この低学年を削って可能なんでしょうか。逆に増える可能性ないですか。その辺、お尋ね致します。

◎ 議長（伊藤政博）

生活福祉課長。

◎ 生活福祉課長（松崎輝幸）

ご説明します。只今の30名から40名の定員でございますけれども、現在30名で30人ちょっと来ています。それで、40名にしたのは、先ほどの条例の中で40人が1つのスパンなものですから、一応、40人にしたということです。定員を増やしたことによって、人数が多分、増えてくると思います。低学年の部分でこれを削除しましたので、基本的には小学校6年生まで国もやりなさいということです、一応ですね、4年、5年、6年になると、それぞれの部活だとかそういうものでやっていますので、うちの考えとすれば、10人くらい増えるところの中でやっていけるのかなというふうには思って40人にしました。もし、これ40人を越えた場合どうするかといいますと、その場合ですね、40人が1つの枠ですので、例えば、次80人とか、そういう形で2つのエリアをやらなければならないものですから、そのときになったらその辺を考えながら定員の増もしていきたいなというふうに思っています。今の学童施設の中はですね、今、新しくなるのは、定員は1点何人の1人そういう面積ですので、300何㎡ありますので、極端な話200人くらいまで入れるというそういうスパンですので、十分対応できるのかなというふうに思っています。ただ、1番議員さんの方からありましたように、条例でですね、今度は資格だとか、そういうものがはっきりしましたので、その場合、確保、例えば、保育士の確保とかそういうものはちょっと難しくなるのかなと。増えた場合ですね、それはちょっとうちの行政なりの方で考えていかなければならないのではないかなと思っています。以上です。

◎ 議長（伊藤政博）

湯ノ里、涌元の受入れは。子ども達の受入れ。そのことも合わせて聞いているから。

◎ 生活福祉課長（松崎輝幸）

すみません。湯ノ里、涌元、現在はですね、涌元の子どものもこちらの方に来ています。ですから、そこも含めて学童はここで開催する予定です。湯ノ里も今回希望あったんですけども、いざ、いいですよとなったときに、うちの方、在宅サービス車1台用意していますので、そういうものの対応は十分できますので、一応、ここでやるということになっております。以上です。

◎ 議長（伊藤政博）

1番、西山君。

◎ 1番（西山和夫）

各地区からの受入れは、希望に添ってある程度、担保できるだろうと。車の支援体制も整っているということでもありますけれども、ただ、以前、低学年があったことによって、3年生と4年生の境目で、例えば、兄弟、兄弟がいれば、学童入れる子と学童から外れる子、4年になれば基本的に外れますので、それを特例的に認めてきたという経過もあるんですよ、それで、今、それを撤廃することによって、更に増える可能というのは、想定できるだろうと思うんですよ。その場合の対応として、果た

して、じゃあ、40名で間に合うのかなという質問だったんですけども、それを1つのスパンとして考えて、増えた場合の対応もできるということでもありますので、それはそれで今後の推移を見守りたいと思います。

◎ 議長（伊藤政博）

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

討論がないようですから、討論を終わります。

これから議案第21号を採決します。

本案は原案のとおり決定するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

● 議案第22号 町道路線の認定について

◎ 議長（伊藤政博）

次に日程第30、議案第22号、『町道路線の認定について』を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

建設水道課長。

◎ 建設水道課長（佐々木孝幸）

議案第22号、町道路線の認定について。

道路法（昭和27年法律第180号第8条）の規定により町道の路線を次のとおり認定する。

説明資料見だし4の1ページをお開きください。箇所図を添付しております。黒く塗りつぶしている道路が該当の箇所でございます。この道路につきましては、平成16年に町の方に寄付されておりました、町内会から町道認定の要望が出されておりましたが、2戸以上の家屋がなく、認定要件に合致しておりませんでした。ところが、昨年2戸の家屋新築がありまして、町道認定要件を満足したということから今回議案を提出するものでございます。

議案に戻っていただきまして、記と致しまして、路線番号、130、路線名、きらく6号線、起点、字重内10-3地先、終点、字重内10-2地先、延長60m、幅員4mとなっております。以上、よろしく申し上げます。

◎ 議長（伊藤政博）

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。2番、木村君。

◎ 2番（木村 一）

これについては、先ほど私、質問する気でいたんですけども、森越地域にも課題の道路がありまして、この課題については、先ほどきらくの当該地域住民から、詳細な説明がございましたので、それを理解した上で、私、本会議場での質問はこれで終わります。以上です。

◎ 議 長（伊藤政博）

質疑がないようですが、ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

討論がないようですので、これで討論を終わります。

これから議案第22号を採決します。

本案は原案のとおり決定するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

● 意見書案第1号 必要な介護サービスを受けられるよう求める意見書の提出
について

◎ 議 長（伊藤政博）

次に日程第31、意見書案第1号、『必要な介護サービスを受けられるよう求める意見書の提出について』を議題とします。

本案について、提出議員の説明を求めます。

提出議員、谷口康之君。

◎ 7 番（谷口康之）

意見書案第1号、必要な介護サービスを受けられるよう求める意見書の提出について。

地方自治法第99条の規定により、政府並びに関係行政庁に対して上記意見書を提出するものとする。

平成26年12月10日提出。提出議員、私、谷口康之、賛成議員は吉田峰一、木村一、松井盛泰、泉政栄、敦澤良子の方々でございます。

必要な介護サービスを受けられるよう求める意見書。

6月の通常国会で「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律」（医療介護総合法）が可決されました。

要支援者の訪問介護と通所介護が介護予防給付から外されます。これは、多くの利用者、介護事業所、現場職員、自治体などから法案提案前の段階で反対意見が強く出されたため、要支援者の介護保険サービスすべてを取り上げる案を取り下げた経緯があります。

また、特養への入居・入所も要介護3以上に制限するとしています。認知症の利用者では「軽度」の方が徘徊するなど介護する上で大変な事例はよく見られることです。

「軽度」のうちに適切な介護を受けることで心身の機能が維持されることは多くの介護現場で認められているところです。さらに、一定以上の収入のある方の利用料2割負担への引き上げ、低所得者の施設入所の居住費・食費を軽減する補足給付を制限するなどこれまでにない負担と給付制限が加えられようとしています。

つきましては、介護を必要とする高齢者がこれまでどおり介護福祉士など専門性を持った職員によるサービスを継続して受けられるよう要望するものです。

また、多くの介護事業所で賃金労働条件の厳しさから介護・看護職員の人手不足が深刻化しています。特に広大な過疎地を有する北海道では看護師、理学療法士などの専門職を確保することは困難になっており、必要な処遇改善とそのため国庫からの援助を強く要望するものです。

誰もが必要な介護サービスを受けられるように、介護保険料の負担を軽減し、介護サービスの基盤整備を図られるよう自治体に必要な財源を援助する必要があると考えます。以上の趣旨から、下記の通り要望するものです。

記、1. 要支援者・要介護者へのすべての介護サービスをこれまで通り保険で継続すること。

2. 介護報酬を大幅に引き上げるとともに、国の責任で介護職員の確保・処遇改善のための施策を早急に講じること。

3. 介護保険料の値上げを抑え、介護の基盤整備を推進するため、国は地方自治体に必要な財源を援助すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年12月10日提出、北海道上磯郡知内町議会議員、伊藤政博。

〈提出先〉内閣総理大臣、厚生労働大臣、財務大臣、総務大臣。以上です。

◎ 議長（伊藤政博）

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

討論がないようですから、討論を終わります。

これから意見書案第1号を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

● 意見書案第2号 安全・安心の医療・介護の実現、医療・介護従事者の大幅増員と処遇改善を求める意見書の提出について

◎ 議長（伊藤政博）

次に日程第32、意見書案第2号、『安全・安心の医療・介護の実現、医療・介護従事者の大幅増員と処遇改善を求める意見書の提出について』を議題とします。

本案について、提出議員の説明を求めます。

提出議員、谷口康之君。

◎ 7番（谷口康之）

意見書案第2号、安全・安心の医療・介護の実現、医療・介護従事者の大幅増員と処遇改善を求める意見書の提出について。

地方自治法第99条の規定により、政府並びに関係行政庁に対して、上記意見書を提出するものとする。平成26年12月10日提出。提出議員、谷口以下、先ほどと

同じですので省略させていただきます。

安全・安心の医療・介護の実現、医療・介護従事者の大幅増員と処遇改善を求める意見書。

2014年成立した「医療介護総合法」は、国の公的責任を地方自治体と住民に転嫁するものにほかなりません。医療費抑制のため病床・病院を削減し、病院から地域に追い出された患者の受け皿は、地方自治体と住民の自助・共助でというものです。ただでさえ厳しい自治体財政と医療・介護従事者の人材確保困難の中で、地域の医療と介護を崩壊させかねないものと考えます。介護分野でも要支援者が利用できる訪問介護、通所介護などの保険給付を外し「全国一律の保険給付から、地域ごとの事業へ」と変容させることなどが盛り込まれています。限られた介護保険財政と人材の中でさらに自治体財政を圧迫することになります。

また、医療・介護の現場は現在も深刻な人員不足の中、長時間・過密労働で疲弊しきっています。2013年に日本医労連が実施した「看護職員実態調査」（全国32,372人北海道1,556人）によると、北海道では「慢性疲労」73.7%、健康に「不安」「大変不安」は60.2%となっています。「仕事をやめたい」と75%の看護職員が思い、その理由の1位が「仕事がきつい」2位が「賃金が安い」でした。介護職員も介護労働安定センターの「25年度介護労働実態調査」によれば、採用後1年未満の離職率が4割におよび、労働条件の不満は「人手が足りない」（45%）「賃金が低い」（44%）と答え、事業者側も「人材確保がむずかしい」（54%）「今の介護報酬では人材確保・定着のために十分な賃金を払えない」（45%）と答えています。医療・介護の崩壊をくい止め、安全・安心な医療・介護を提供する上でも大幅増員と賃金など処遇改善が急務です。そして診療報酬・介護報酬の改善なしには、増員も賃金・労働条件改善もないといって過言ではありません。

以上の趣旨から、下記事項について要望します。

記、1. 国の公的責任を自治体・住民に転嫁した医療介護総合法について、自治体・住民に負担をかけない対策を国の責任として講じること。

2. 安心・安全な医療・介護を実現するため医師・看護師・介護職員を大幅に増やすこと。

3. 国民（患者・利用者）の自己負担を軽減し、必要な増員と処遇改善の財源が確保できる診療報酬・介護報酬に改善すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年12月10日。北海道上磯郡知内町議会議員、伊藤政博。

〈提出先〉内閣総理大臣、厚生労働大臣、財務大臣、文部科学大臣、総務大臣、以上でございます。

◎ 議長（伊藤政博）

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

討論がないようですから、討論を終わります。

これから意見書案第2号を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

● 意見書案第3号 介護保険制度及び子ども・子育て支援新制度に関する予算の充実・強化を求める意見書の提出について

◎ 議長(伊藤政博)

次に日程第33、意見書案第3号、『介護保険制度及び子ども・子育て支援新制度に関する予算の充実・強化を求める意見書の提出について』を議題とします。

本案について、提出議員の説明を求めます。

提出議員、谷口康之君。

◎ 7番(谷口康之)

意見書案第3号、介護保険制度及び子ども・子育て支援新制度に関する予算の充実・強化を求める意見書の提出について。

地方自治法第99条の規定のより、政府並びに関係行政庁に対して上記意見書を提出するものとする。

平成26年12月10日提出。提出議員並びに賛成議員は、先ほどと同じですので、省略をさせていただきます。

介護保険制度及び子ども・子育て支援新制度に関する予算の充実・強化を求める意見書。

介護保険制度については、保険給付として要支援1と2の高齢者に提供されてきた訪問介護と通所介護が、2015年4月から3年間かけて市町村事業への移行が進められます。

この見直しについては、多くの関係者および関係団体からは、地域資源や財政基盤による「地域間格差の拡大」や必要なサービスが提供されないことによる「要支援者の介護の重度化」および「介護労働者の処遇低下」などに関する不安が指摘されてきました。

こうした不安が現実のものにならないための施策の実施については、国会議論における厚生労働大臣答弁や法案採択にあたっての参議院厚生労働委員会における附帯決議として採択されたところです。

2015年4月から本格実施が予定されている子ども・子育て支援新制度については、必要な予算が確保されていないことから、保育の質の改善策として実施が予定されている保育士の配置基準の見直しや処遇改善および放課後児童クラブや児童養護施設等の改善が極めて不十分な内容となっています。

つきましては、介護保険制度については、地域間格差やサービス低下および福祉労働者の処遇低下を招くことなく、制度の充実をはかるとともに、子ども・子育て支援新制度については、保育の質を改善するために、政府に以下の対策を求めます。

記、1. 介護保険制度改正によって保険給付から市町村事業に移行された訪問介護と通所介護については、地域間格差やサービス低下および福祉労働者の処遇低下を招かないために必要な予算を確保すること。

2. 子ども・子育て支援新制度の本格実施に必要とされる約1兆円の財源を確実に

確保すること。

3. 介護労働者および保育士などの福祉人材の確保と処遇改善を進めるための予算を確保すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年12月10日提出。北海道上磯郡知内町議会議員、伊藤政博。

〈提出先〉内閣総理大臣、厚生労働大臣

◎ 議長（伊藤政博）

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

討論がないようですから、討論を終わります。

これから意見書案第3号を採決します。

本案は原案のとおり決定するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

● 意見書案第4号 年金積立金の専ら被保険者の利益のための安全かつ確実な運用に関する意見書の提出について

◎ 議長（伊藤政博）

次に日程第34、意見書案第4号、『年金積立金の専ら被保険者の利益のための安全かつ確実な運用に関する意見書の提出について』を議題とします。

本案について、提出議員の説明を求めます。

提出議員、谷口康之君。

◎ 7番（谷口康之）

意見書案第4号、年金積立金の専ら被保険者の利益のための安全かつ確実な運用に関する意見書の提出について。

地方自治法第99条の規定のより、政府並びに関係行政庁に対して上記意見書を提出するものとする。

平成26年12月10日提出。提出議員、私、谷口康之、賛成議員は、木村一議員、泉政栄議員、敦澤良子議員の方々であります。

年金積立金の専ら被保険者の利益のための安全かつ確実な運用に関する意見書。

公的年金は高齢者世帯収入の7割を占め、6割の高齢者世帯が年金収入だけで生活しています。また、特に高齢化率の高い都道府県では住民所得の17%前後、家計の最終消費支出の20%前後を占めているなど、年金は老後の生活保障の柱となっています。

そのような中で、政府は、成長戦略である「日本再興戦略（2013年6月14日閣議決定）」などにおいて、年金積立金管理運用独立行政法人（GPIF）に対し、リスク性資産割合を高める方向での年金積立金の運用の見直しを求めています。年金

積立金は、厚生年金保険法等の規定にもとづき、専ら被保険者の利益のために、長期的な観点から安全かつ確実な運用を堅持すべきものであり、日本経済への貢献が目的ではありません。まして、G P I Fには保険料拠出者である被保険者の意思を反映できるガバナンス体制がなく、被保険者の意思確認がないまま、政府が一方的に見直しの方向性を示すことは問題であると言わざるを得ません。リスク性資産割合を高め、年金積立金が毀損した場合、結局は厚生労働大臣やG P I Fが責任をとるわけではなく、被保険者・受給者が被害を被ることになります。

こうした現状に鑑み、本議会は政府に対し、下記の事項を強く要望します。

記、1. 年金積立金は、厚生年金保険法等の規定にもとづき、専ら被保険者の利益のために、長期的な観点から安全かつ確実な運用を堅持すること。

2. これまで安全資産とされてきた国内債券中心の運用方法から、株式等のリスク性資産割合を高める方向での急激な変更は、国民の年金制度に対する信頼を損なう可能性があり、また、国民の財産である年金積立金を毀損しかねないため、行わないこと。

3. G P I Fにおいて、保険料拠出者である労使をはじめとするステークホルダーが参画し、確実に意思反映できるガバナンス体制を構築すること。

以上、地方自治法第99条の規定にもとづき、意見書を提出します。

平成26年12月10日提出。北海道上磯郡知内町議会議長、伊藤政博。

〈提出先〉衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、厚生労働大臣、以上の方々です。

◎ 議 長（伊藤政博）

説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑がないようですから、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

討論がないようですから、討論を終わります。

これから意見書案第4号を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

以上、4件の意見書案については、提出先に送付の上、要望事項の実現を図りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、本案はそのように取り扱うことに決定しました。

● 議長発議 議会閉会中の正副議長並びに議員の出張承認について

◎ 議 長（伊藤政博）

次に日程第35、『議会閉会中の正副議長並びに議員の出張承認について』を議題とします。

お諮りします。議会を代表として、正副議長並びに議員が出席又は派遣を要する諸

行事・慶弔・諸会議・研修・要望等のために出張することについて、予め議会の承認を得たいと思います。このことを承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。したがって、議会閉会中に議会を代表して、出席又は派遣を要する正副議長並び議員の出張について、承認することに決定しました。

なお、出席又は派遣をする議員については、その都度、議長において指名することにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認め、その都度、議長において指名することに決定しました。

● 閉会宣言

◎ 議 長 (伊藤政博)

お諮りします。本定例会の会議に付された事件は全て終了しました。

したがって、会議規則第7条の規定によって、本日で閉会したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。したがって、本定例会は、本日で閉会することに決定しました。

これで本日の会議を閉じます。平成26年第4回知内町議会定例会を閉会します。どうも大変ご苦勞様でした。

(閉会 午後 3時34分)